第１章 第６期介護保険事業

介護保険制度改正の主な内容について

効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、平成 26 年６月に医療介護総合確保推進法が公布され、その中の関係法律の改正の一つとして、介護保険法の一部改正が盛り込まれました。

上記の介護保険法の一部改正については、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」を主な柱として、以下の内容となっています。

１　地域包括ケアシステムの構築・・・高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護、医療、生活支援、介護予防を充実

■地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（平成 27 年４月～）
・「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの充実・強化」
■全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行（平成 29 年４月までに実施）
■特別養護老人ホームを中重度者（原則要介護３以上）を支える機能へ重点化（平成 27 年４月～）

２　費用負担の公平化・・・低所得者の保険料軽減を拡充するとともに、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担等の見直し

■低所得者の保険料の軽減割合を拡大（平成 27 年４月～）
■利用者の自己負担の見直し（平成 27 年８月～）
・一定以上所得のある利用者の自己負担の１割から２割への引上げや、高額介護サービス費の上限額の引上げ
・低所得の施設利用者の食費、居住費の負担額の軽減について、対象要件に資産などを追加　（※資産などのうち、非課税年金については平成 28 年８月～）

３　その他

■小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行（平成 28 年４月～）
■2025 年を見据えた介護保険事業計画の策定（平成 27 年４月～）
■サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用（平成 27 年４月～）

第１節　介護サービス見込み量設定の考え方

介護保険給付対象サービスの事業量見込にあたっては、国や県が示した方針に基づき、第５期計画期間中の給付実績や、県が定める高齢者保健福祉圏域（光市、周南市、下松市）における広域的な調整、計画策定における市民へのニーズ調査、サービス事業者への参入意向調査等を踏まえて、国の推計手法に沿って、各年度における種類ごとの見込み量を算出します。

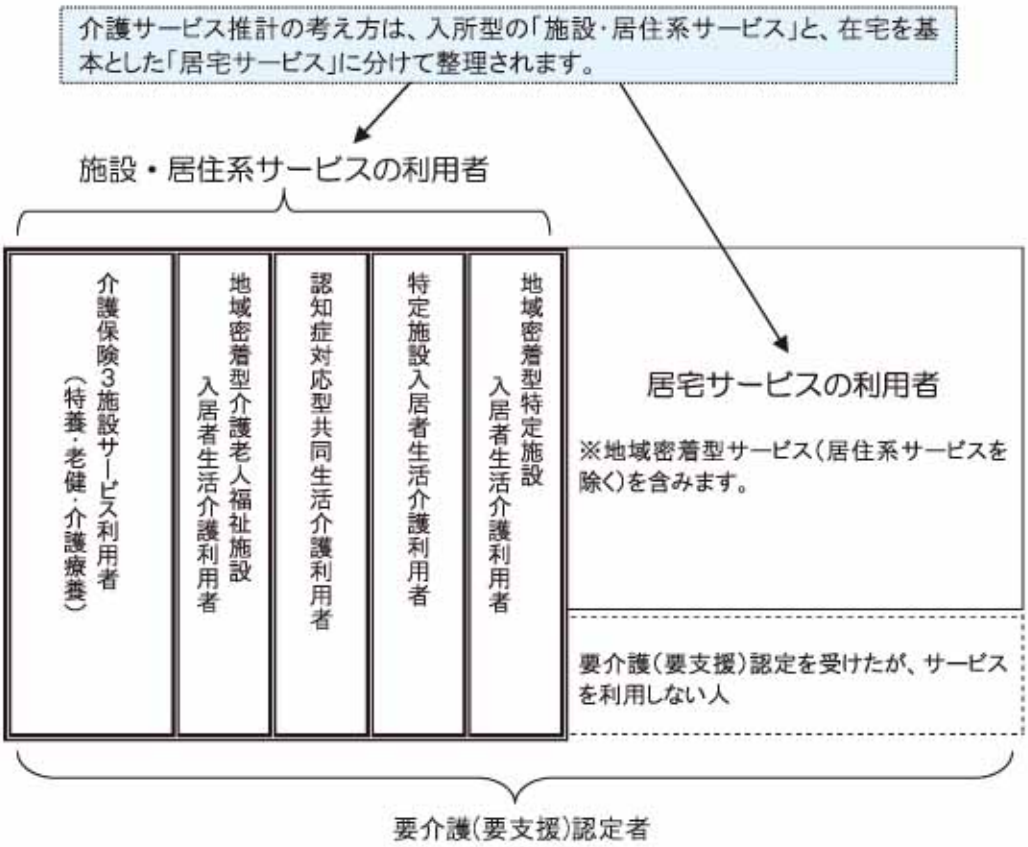

なお、事業量見込に対する供給可能量については、各サービスいずれも供給率を100%として推計を行います。

また、各年度の数値は、平均利用人数・回数を記載しており、平成 24、25 年度は実績、平成 26 年度は見込み、平成 27～29 年度は推計（計画値）となっています。

1 施設・居住系サービス量推計の考え方

（1）施設・居住系サービスの目標値について

第６期計画より、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の機能重点化が図られ、原則、新規入所者を要介護３以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として位置付けられることとなりました。

これに伴い、第５期計画までの介護保険３施設及び地域密着型介護老人福祉施設の利用者の重度者への重点化を推進する指標であった、国の「70%参酌標準」（※下記「施設・居住系サービス利用者数の推計について国が示した指標」参照）については、平成 26 年度をもって廃止され、今後は、特別養護老人ホームの機能が在宅生活の困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化されます。

施設・居住系サービス利用者数の推計について国が示した指標（参酌標準）

≪70%参酌標準≫

平成 26 年度において、介護保険3施設及び地域密着型介護老人福祉施設の利用者数は、要介護2以上の者について見込むものとし、その利用者数の全体に対する要介護4及び5の者の割合を 70%以上とすることを目標とする。

平成 26 年度で廃止

（2）施設・居住系サービス量（利用者数）の推計方法

施設・居住系サービス量（利用者数）の推計にあたっては、施設整備が行われない限り入居者数が大きく変化しないため、平成26年度のサービス別利用者見込数を推計人数として固定し、第６期計画期間中に施設整備が行われるサービスや、利用者の増加が見込まれるサービスについて、利用者数の増加を見込むこととします。

施設･居住系サービス量(利用者数)の見込み　（単位:人/月）

区分/年度	24	25	26	27	28	29
施設利用者	384	425	425	430	462	494
介護老人福祉施設	197	240	217	217	244	272
介護老人保健施設	142	145	138	138	138	138
うち介護療養病床からの転換分	0	0	0	0	0	0
うち医療療養病床からの転換分	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	45	40	43	44	44	44
地域密着型介護老人福祉施設	0	0	27	31	36	40
居住系サービス利用者	151	154	157	169	170	171
認知症対応型共同生活介護	82	81	79	85	84	82
特定施設入居者生活介護	69	73	78	84	86	89
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
合計	535	579	582	599	632	665

2 居宅サービス量推計の考え方

（1）居宅サービスの利用対象者数及び受給者の推計

要介護（要支援）認定者数の見込みから、施設・居住系サービス利用者数を差し引いた人数が、居宅サービスの利用対象者となります。

居宅サービス利用対象者数の推計

（単位:人/月）

区分/年度	24	25	26	27	28	29
要支援1	264	299	297	293	296	308
要支援2	303	343	349	353	354	366
要介護1	484	536	557	588	618	626
要介護2	291	312	324	336	347	356
要介護3	178	176	214	233	246	272
要介護4	144	124	153	176	184	214
要介護5	133	124	105	104	97	91
総　数	1,797	1,914	1,999	2,083	2,142	2,233

このうち、実際にサービスを利用する人数（受給者数）は、認定者数の増加に伴って増加していく傾向にあり、第６期計画期間においても、認定者数の増加に伴う利用者の増加が見込まれます。

ただし、施設・居住系サービスの整備が行われる年度については、整備量に応じて居宅サービス利用対象者が減少するものとして推計しており、それに合わせて居宅サービスの受給者数の減少を見込みます。

居宅介護(支援)サービス利用者数の推計

（単位:人/月）

区分/年度	24	25	26	27	28	29
要支援1	196	198	199	198	199	148
要支援2	240	265	292	298	301	223
要介護1	399	443	467	494	526	535
要介護2	254	264	290	300	315	325
要介護3	159	160	155	165	172	194
要介護4	112	103	104	120	124	149
要介護5	81	78	73	75	70	68
総　数	1,441	1,511	1,580	1,650	1,707	1,642

なお、平成29年度においての要支援１及び要支援２の減少については、平成29年４月に、予防給付のうちの訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行することによるものです。

（２）居宅サービス量（利用者数）の推計方法

居宅サービス量の見込みは、直近の数値である平成26年度のサービスごとの要介護度別利用率見込みに、居宅サービス受給者数の推計を乗じてサービスごとの利用者数を推計し、これに一人当たりの利用回数を乗じることによって必要サービス量を推計します。

ただし、居宅サービスのうち、新たにサービス事業所が設置されることにより、平成27年度以降の利用者数に大幅な増加が見込まれるサービスについては、それらの影響を加味して推計を行います。

３　介護サービス種類ごとの給付費推計の考え方

平成26年４月に消費税率の引き上げに合わせて介護報酬の改定が行われたことから、基本的には、平成 26 年度における各サービスの１回あたりの給付費見込みに、推計したサービス見込量を乗じて給付費を推計します。ただし、実績がないものについては、想定される見込みで推計します。

第２節　介護保険給付対象サービスの見込み

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者の、自らの選択による保健・医療・福祉にわたるサービスを総合的に提供することにより、高齢者の状態に応じた適切な支援を行うとともに、介護する家族の負担軽減を図ろうとするものです。

介護保険の給付対象となるサービスは、①居宅介護（介護予防）支援、②居宅（介護予防）サービス、③地域密着型（介護予防）サービス、④施設サービス　に分かれており、サービスを利用するためには、「要介護（要支援）認定」を受けることが必要です。

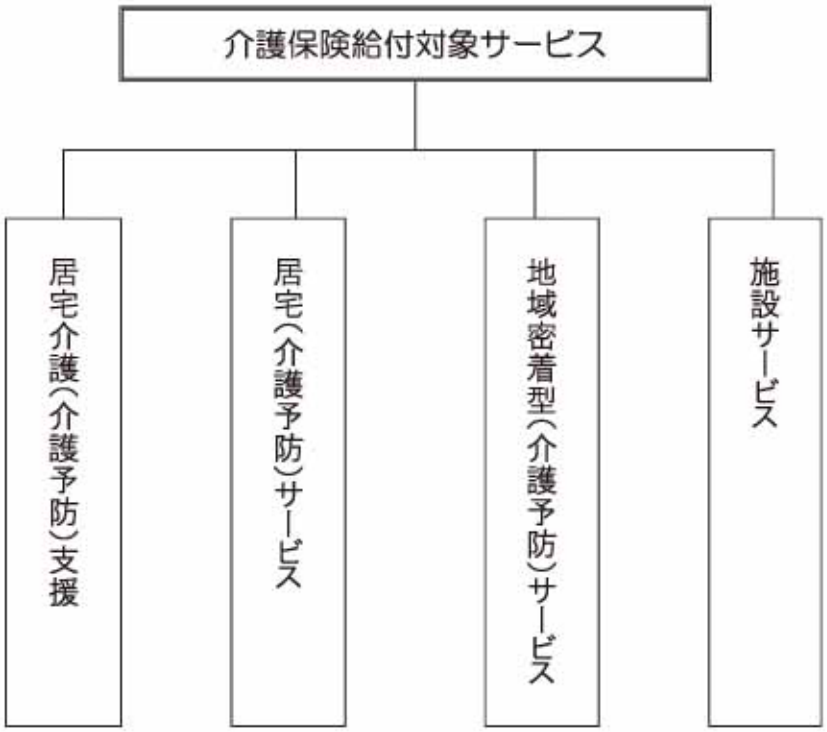

1　居宅介護（介護予防）支援

居宅介護（介護予防）支援は、心身の状況や環境に応じて、居宅介護（介護予防）サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス事業者との調整などを行うもので、介護保険制度における居宅サービスを利用する上で、最も重要な役割を果たすものです。

現状・課題

介護予防支援は、要支援１・２のケアプランを作成するもので、地域包括支援センターが行っており、サービス利用の継続性の観点などから基準で定められた範囲内で、指定居宅介護支援事業所へ業務の一部委託を行っています。

一方、居宅介護支援は、要介護１～５のケアプランを作成するもので、現在市内で16事業所が指定を受け、ケアプランの作成に従事する介護支援専門員は47人となっており、サービス提供に必要な事業者及び介護支援専門員の数は、概ね確保されています。

利用実績（合計）は、平成24年度で計画値1,367人/月に対し利用実績1,361人/月と、概ね計画通りですが、平成25年度では計画値1,372人/月に対し利用実績1,428人/月、平成26年度では計画値1,399人/月に対し利用実績1,495人/月と、計画値を上回り、年々増加傾向となっています。

今後も、介護認定者等の増加に伴い、居宅サービス利用者の増加が予想されるため、利用者の状態に合った適切なケアプラン作成が引き続き可能となるよう、介護支援専門員の資質の向上を図ることが必要です。

居宅介護（介護予防）支援の実績　（単位：人/月）

区分/年度		24	25	26
介護予防支援	第5期計画値	423	435	450
	実績	430	457	486
	対計画比	101.7%	105.1%	108.0%
居宅介護支援	第5期計画値	944	937	949
	実績	931	971	1,009
	対計画比	98.6%	103.6%	106.3%
合計	第5期計画値	1,367	1,372	1,399
	実績	1,361	1,428	1,495
	対計画比	99.6%	104.1%	106.9%

計画

居宅介護（介護予防）支援のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出したもので、平成27年度には1,557人/月、平成28年度には1,599人/月と、第5期実績と比較して増加を見込みます。

なお、平成29年4月に、予防給付のうちの訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行することから、平成29年度においては、介護予防支援が365人/月と減少していま

す。

今後も、介護認定者等の状態に応じたきめ細やかなサービスが提供されるよう、介護支援専門員の育成・確保に加え、介護支援専門員研修会等を通じた資質の向上を図るとともに、地域ケア会議や介護支援専門員連絡協議会等との連携、情報の共有化に努めます。

また、要介護者等の意向に沿った適切なケアプランが作成されるよう、定期的なケアプランチェックを実施し、必要に応じて介護支援専門員に適切な助言・指導等を行います。

さらには、包括的なケア体制の構築に向けて、関係機関との連携の強化を図るとともに、体制の整備に取り組みます。

居宅介護(介護予防)支援のサービス見込量 (単位:人/月)

区分/年度	27	28	29
介護予防支援	491	495	365
居宅介護支援	1,066	1,104	1,155
合計	1,557	1,599	1,520

2　居宅（介護予防）サービス

（1）訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護は、ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話を行うサービスです。

現状・課題

現在市内で13事業所が指定を受け、利用実績（合計）は、平成24年度で計画値422人/月に対し利用実績425人/月、平成26年度で計画値440人/月に対し利用実績479人/月と、計画値を上回っています。

本サービスは、在宅生活の継続を支援するうえで重要なサービスの一つであり、引き続き、要介護者等のニーズに応じた適切なサービスを提供するためにも、ホームヘルパーの資質向上や、利用者の自立支援に向けたケアプランへの適切な位置付け等が必要となります。

訪問介護の実績　（単位：人/月）

区分/年度		24	25	26
介護予防訪問介護	第5期計画値	161	168	174
	実績	152	154	149
	対計画比	94.4%	91.7%	85.6%
訪問介護	第5期計画値	261	263	266
	実績	273	292	330
	対計画比	104.6%	111.0%	124.1%
合計	第5期計画値	422	431	440
	実績	425	446	479
	対計画比	100.7%	103.5%	108.9%

計画

訪問介護のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出しており、介護予防分については、平成29年4月に予防給付から地域支援事業に移行することから、平成29年度は、同年度中に認定期間が終了するまでの利用者を見込んでおり、よって、平成28年度の150人/月から、平成29年度には78人/月とほぼ半減となる見込みです。

一方で、介護分については、平成27年度は359人/月、平成29年度は411人/月と、第5期実績に引き続いて増加する見込みです。

今後、要介護者等の意向に沿ったサービスが提供されるよう、ホームヘルパーの資質向上が図られるよう研修会などを通じて、人材育成に向けた支援を行います。

訪問介護のサービス見込量 （単位：回、人/月）

区分/年度		27	28	29
介護予防訪問介護	回数	931	931	483
	人数	150	150	78
訪問介護	回数	7,107	7,595	8,021
	人数	359	387	411
合計	回数	8,038	8,526	8,504
	人数	509	537	489

（2）訪問入浴介護

訪問入浴介護は、家庭の浴槽による入浴が困難で、通所介護（デイサービス）等の利用も難しい要介護者に対し、家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護をするサービスです。

現状・課題

利用実績（合計）は、平成24年度で計画値13人/月に対し利用実績15人/月、平成26年度で計画値12人/月に対し利用実績11人/月と、計画値に沿ってほぼ横ばい傾向となっています。

入浴サービスについては、通所介護や訪問介護の中で、入浴介護を行うことが可能となっていますが、こうしたサービスの利用が困難な高齢者に対して、入浴の機会を確保するため、引き続きサービス提供体制の確保が求められています。

訪問入浴介護の実績　（単位：人/月）

区分/年度		24	25	26
介護予防訪問入浴介護	第5期計画値	0	0	0
	実績	1	1	0
	対計画比	－	－	－
訪問入浴介護	第5期計画値	13	12	12
	実績	14	10	11
	対計画比	107.7%	83.3%	91.7%
合計	第5期計画値	13	12	12
	実績	15	11	11
	対計画比	115.4%	91.7%	91.7%

計画

訪問入浴介護のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、計画値は3か年度とも12人/月と、第5期実績と比較してほぼ同数を見込みます。

今後も、利用意向の推移を見極めながら、引き続き、サービス提供体制が確保されるよう努めます。

訪問入浴介護のサービス見込量　（単位：回、人/月）

区分/年度		27	28	29
介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0
	人数	0	0	0
訪問入浴介護	回数	91	98	98
	人数	12	12	12
合計	回数	91	98	98
	人数	12	12	12

（3）訪問看護

訪問看護は、訪問看護ステーション等の看護師が高齢者の家庭を訪問して、医師の指示に基づき、病状の観察、清拭、床ずれなどの処置を提供するサービスです。

現状・課題

現在市内で２事業所が指定を受け、利用実績（合計）は、平成 24 年度で計画値 71 人/月に対し利用実績 67 人/月、平成 26 年度で計画値 71 人/月に対し利用実績 71 人/月と、ほぼ計画値に沿って微増傾向となっています。

医療と密接に関係するサービスであるため、かかりつけ医、介護老人保健施設、他の医療機関等との連携を図り、要介護者等のニーズに沿ったケアプランへの適切な位置づけが必要なサービスです。

訪問看護の実績　（単位：人/月）

区分/年度		24	25	26
介護予防訪問看護	第５期計画値	8	9	10
	実績	10	9	12
	対計画比	125.0%	100.0%	120.0%
訪問看護	第５期計画値	63	61	61
	実績	57	59	59
	対計画比	90.5%	96.7%	96.7%
合計	第５期計画値	71	70	71
	実績	67	68	71
	対計画比	94.4%	97.1%	100.0%

計画

訪問看護のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、平成 27 年度には 71 人/月、平成 29 年度には 79 人/月と、計画値は年々増加する見込みです。

今後も、医療関係機関等との連携のもと、利用意向の推移を見極めながら、引き続き、高齢者の状態に応じたきめ細やかなサービス提供が確保されるよう努めます。

訪問看護のサービス見込量　（単位：回、人/月）

区分/年度		27	28	29
介護予防訪問看護	回数	93	97	104
	人数	12	13	13
訪問看護	回数	534	566	592
	人数	59	63	66
合計	回数	627	663	696
	人数	71	76	79

（4）訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、高齢者の家庭を理学療法士や作業療法士が訪問し、主治医の指示に基づく計画的な医学的管理の下でリハビリテーションを行うサービスで、医療機関や介護老人保健施設がサービスの提供を行います。

現状・課題

利用実績（合計）は、平成24年度で計画値24人/月に対し利用実績18人/月、平成26年度で計画値23人/月に対し利用実績12人/月と計画値に達しておらず、若干減少傾向となっています。

高齢者の状況に応じた適切なプログラムの提供に努めるとともに、通所リハビリテーション等との機能分担を進め、高齢者の身体機能の維持・回復や、日常生活の自立支援に寄与することが求められています。

訪問リハビリテーションの実績　（単位：人/月）

区分/年度		24	25	26
介護予防訪問リハビリテーション	第5期計画値	2	2	2
	実績	3	2	2
	対計画比	150.0%	100.0%	100.0%
訪問リハビリテーション	第5期計画値	22	22	21
	実績	15	12	10
	対計画比	68.2%	54.5%	47.6%
合計	第5期計画値	24	24	23
	実績	18	14	12
	対計画比	75.0%	58.3%	52.2%

計画

訪問リハビリテーションのサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、平成27年度には16人/月、平成29年度には17人/月と、第5期実績と比較してほぼ横ばいの計画値とします。

今後も、利用意向の推移を見極めながら、引き続き、サービス提供体制が確保されるよう努めます。

訪問リハビリテーションのサービス見込量　（単位：回、人/月）

区分/年度		27	28	29
介護予防訪問リハビリテーション	回数	12	13	13
	人数	2	2	2
訪問リハビリテーション	回数	128	131	139
	人数	14	14	15
合計	回数	140	144	152
	人数	16	16	17

（5）通所介護（デイサービス）

通所介護は、在宅の高齢者を通所介護施設に送迎し、生活指導、日常動作訓練、入浴、食事などのサービスを提供し、高齢者の社会的孤独感の解消や心身機能の維持・向上を図るとともに、レスパイトサービスの一環として、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。

現状・課題

現在市内で21事業所が指定を受け、利用実績（合計）は、平成24年度で計画値780人/月に対し利用実績743人/月、平成26年度で計画値796人/月に対し利用実績894人/月と計画値を大幅に上回り増加傾向となっています。

これは、要介護認定者の増加や家族の介護負担軽減等の事情により、日中の要介護高齢者の居場所として、通所介護施設の利用ニーズが一段と高まっているものと考えられます。

通所介護の実績　（単位：人/月）

区分/年度		24	25	26
介護予防通所介護	第5期計画値	225	231	239
	実績	226	254	284
	対計画比	100.4%	110.0%	118.8%
通所介護	第5期計画値	555	549	557
	実績	517	551	610
	対計画比	93.2%	100.4%	109.5%
合計	第5期計画値	780	780	796
	実績	743	805	894
	対計画比	95.3%	103.2%	112.3%

計画

通所介護のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出しており、介護予防分については、平成29年4月に予防給付から地域支援事業に移行されることから、平成29年度は、同年度中に認定期間が終了する利用者を見込んでおり、よって、平成28年度の297人/月から、平成29年度には157人/月とほぼ半減となる見込みです。

また、介護分についても、平成28年4月より利用定員が18人以下の事業所について、地域密着型通所介護として地域密着型サービスへ移行されることに伴い、平成27年度の669人/月から、平成28年度には632人/月と減少を見込んでいます。

今後は、寝たきり高齢者や認知症高齢者など、高齢者の状況に応じたプログラムの提供が必要なことから、通所サービス事業所への情報提供やケアマネジメントの適正化に努め、利用者のニーズに沿った適切なサービスの提供を図ります。

通所介護のサービス見込量　（単位：回、人/月）

区分/年度		27	28	29
介護予防通所介護	回　数	1,716	1,755	927
	人　数	291	297	157
通　所　介　護	回　数	7,510	7,108	7,518
	人　数	669	632	665
合　計	回　数	9,226	8,863	8,445
	人　数	960	929	822

（6）通所リハビリテーション（デイケア）

通所リハビリテーションは、運動障害等により機能訓練などが必要な高齢者を対象に、老人保健施設や医療機関などで健康チェックや機能訓練、レクリエーション、栄養指導など、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けることを目的としたサービスです。

現状・課題

現在市内で4事業所が指定を受け、利用実績（合計）は、平成24年度で計画値275人/月に対し利用実績259人/月、平成26年度で計画値290人/月に対し利用実績246人/月と、計画値には達しておらず減少傾向となっています。

リハビリが効果的に提供されるよう、医療機関と居宅介護支援事業者、介護サービス事業者との適切な連携を図ることが必要です。

通所リハビリテーションの実績　（単位：人/月）

区分/年度		24	25	26
介護予防通所リハビリテーション	第5期計画値	70	74	79
	実績	57	57	60
	対計画比	81.4%	77.0%	75.9%
通所リハビリテーション	第5期計画値	205	209	211
	実績	202	191	186
	対計画比	98.5%	91.4%	88.2%
合計	第5期計画値	275	283	290
	実績	259	248	246
	対計画比	94.2%	87.6%	84.8%

計画

通所リハビリテーションのサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、平成27年度には257人/月、平成29年度には277人/月と、第5期実績と比較して増加を見込みます。今後も、引き続き要介護認定者等のニーズに沿った対応が可能となるよう、サービス事業者、関係機関との連携体制の強化を促進します。

通所リハビリテーションのサービス見込量　（単位：回、人/月）

区分/年度		27	28	29
介護予防通所リハビリテーション	回数	393	409	428
	人数	59	61	64
通所リハビリテーション	回数	1,932	2,024	2,097
	人数	198	207	213
合計	回数	2,325	2,433	2,525
	人数	257	268	277

（7）短期入所生活介護（ショートステイ）

短期入所生活介護は、在宅の要介護者の家族等が病気や冠婚葬祭、介護疲れ等の理由で介護が一時的に困難になった場合などに、老人短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所することにより、食事や入浴などの介護を行うサービスです。

現状・課題

現在市内で6事業所が指定を受け、利用実績（合計）は、平成24年度で計画値167人/月に対し利用実績165人/月、平成26年度で計画値151人/月に対し利用実績178人/月と、計画値を上回り増加傾向となっています。

居宅における要介護者等の介護負担の増加や家族等の事情によって短期入所の利用ニーズは高まっていますが、特養待機者が長期間滞在するなど、慢性的に利用率が高い状態となっており、介護者の急用や急病などによる緊急時における利用が困難となっています。

引き続き、在宅介護における介護者の負担軽減に向けて、サービス提供体制の確保が課題となっています。

短期入所生活介護の実績　（単位:人/月）

区分/年度		24	25	26
介護予防短期入所生活介護	第5期計画値	8	8	9
	実績	5	10	15
	対計画比	62.5%	125.0%	166.7%
短期入所生活介護	第5期計画値	159	142	142
	実績	160	167	163
	対計画比	100.6%	117.6%	114.8%
合計	第5期計画値	167	150	151
	実績	165	177	178
	対計画比	98.8%	118.0%	117.9%

計画

短期入所の長期化を解消し、本来の利用目的に沿って必要な人が必要な時に利用できるよう、第6期計画期間において、短期入所生活介護施設を整備するとともに、特別養護老人ホームの整備により、待機者の解消に努めることとしており、これにより、サービス利用環境の改善を図ります。

短期入所生活介護のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、第5期実績と比較して平成27年度には206人/月、平成28年度には227人/月、平成29年度には239人/月と年々増加を見込みます。

短期入所生活介護のサービス見込量 （単位：回、人/月）

区分/年度		27	28	29
介護予防短期入所生活介護	回数	118	139	146
	人数	18	22	23
短期入所生活介護	回数	2,477	2,687	2,829
	人数	188	205	216
合計	回数	2,595	2,826	2,975
	人数	206	227	239

（8）短期入所療養介護（ショートステイ）

短期入所療養介護は、医療的ケアが必要な要介護者が介護老人保健施設や医療機関に短期間入所することにより、その施設において、医学的管理の下に機能訓練や日常生活の介護、看護を行うサービスです。

現状・課題

利用実績（合計）は、３か年度とも計画値には達しておらず横ばいで推移しています。

現在市内で３事業所が指定を受けていますが、サービス利用については、短期入所生活介護同様、長期利用者の解消に努めており、引き続き、在宅介護における介護者の負担軽減に向けて、サービス提供体制の確保が課題となっています。

短期入所療養介護の実績　（単位：人/月）

区分/年度		24	25	26
介護予防短期入所療養介護	第5期計画値	0	0	0
	実績	0	0	0
	対計画比	－	－	－
短期入所療養介護	第5期計画値	17	17	17
	実績	14	13	15
	対計画比	82.4%	76.5%	88.2%
合計	第5期計画値	17	17	17
	実績	14	13	15
	対計画比	82.4%	76.5%	88.2%

計画

短期入所療養介護のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、平成 27 年度には 16 人/月、平成 29 年度には 20 人/月と、第５期実績と比較して増加を見込みます。

短期入所療養介護のサービス見込量　（単位：回、人/月）

区分/年度		27	28	29
介護予防短期入所療養介護	回数	0	0	0
	人数	0	0	0
短期入所療養介護	回数	132	139	140
	人数	16	18	20
合計	回数	132	139	140
	人数	16	18	20

（9）居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、通院が困難な要介護者等のために医師、歯科医師、薬剤師等によって、自宅で必要とされる療養上の管理・指導を、定期的に行うサービスです。

現状・課題

利用実績（合計）は、平成24年度で計画値68人/月に対し利用実績50人/月でしたが、平成26年度は計画値65人/月に対し利用実績95人/月と計画値を上回り、年々増加傾向にあります。

要介護者等が安心して在宅生活を送るためには、計画的かつ継続的な医学的管理が必要であり、引き続き適切にサービスが提供されるよう、関係機関との連携の促進が必要です。

居宅療養管理指導の実績　（単位：人/月）

区分/年度		24	25	26
介護予防居宅療養管理指導	第5期計画値	2	2	2
	実績	1	2	2
	対計画比	50.0%	100.0%	100.0%
居宅療養管理指導	第5期計画値	66	63	63
	実績	49	52	93
	対計画比	74.2%	82.5%	147.6%
合計	第5期計画値	68	65	65
	実績	50	54	95
	対計画比	73.5%	83.1%	146.2%

計画

居宅療養管理指導のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、平成27年度には103人/月、平成29年度には117人/月と、第5期実績と比較して増加を見込みます。

今後も、かかりつけ医や歯科医、サービス提供事業所等との連携が図れるよう、介護支援専門員への適切な指導・助言を行います。

居宅療養管理指導のサービス見込量　（単位：人/月）

区分/年度	27	28	29
介護予防居宅療養管理指導	2	2	3
居宅療養管理指導	101	106	114
合計	103	108	117

(10) 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホームが、入居者である要介護者等に対して、特定施設サービス計画に基づく入浴・排せつ・食事等の介護や、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

現状・課題

現在市内で3施設定員160名が指定を受け、利用実績（合計）は、平成24年度で計画値80人/月に対し利用実績69人/月、平成26年度で計画値94人/月に対し利用実績78人/月と、計画値には達していませんが増加傾向となっています。

平成27年度より、特別養護老人ホームが居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として機能が重点化されることから、特定施設については、在宅と施設の中間的な役割をする施設として、中度要介護者の「住まい」としての一層の役割が期待されています。

特定施設入居者生活介護の実績　（単位:人/月）

区分/年度		24	25	26
介護予防特定施設入居者生活介護	第5期計画値	4	4	4
	実績	4	3	2
	対計画比	100.0%	75.0%	50.0%
特定施設入居者生活介護	第5期計画値	76	83	90
	実績	65	70	76
	対計画比	85.5%	84.3%	84.4%
合計	第5期計画値	80	87	94
	実績	69	73	78
	対計画比	86.3%	83.9%	83.0%

計画

第6期計画では、養護老人ホームやケアハウスの具体的な新設計画がないため、入所者の大幅な増加は見込まれませんが、当該施設は、要介護認定等を受けていない人も入居されており、今後、要介護状態となる可能性が見込まれます。

このため、特定施設入居者生活介護のサービス見込量は、平成27年度には84人/月、平成29年度には89人/月と、第5期実績と比較して増加を見込みます。

特定施設入居者生活介護のサービス見込量　（単位:人/月）

区分/年度	27	28	29
介護予防特定施設入居者生活介護	2	2	2
特定施設入居者生活介護	82	84	87
合計	84	86	89

(11) 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護者等が自宅で自立した生活を送るために、その状態像に応じて、歩行器や歩行補助つえ、車椅子、特殊寝台などの福祉用具の貸与を受けるサービスです。

現状・課題

利用実績（合計）は、平成24年度で計画値513人/月に対し利用実績552人/月、平成26年度で計画値516人/月に対し利用実績717人/月と計画を上回り、増加傾向となっています。

適切な利用により、利用者の日常生活の便宜が図られるとともに、介護者の負担が軽減され、在宅の要介護者等が、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることが可能となるため、引き続き適切なサービス提供が求められています。

福祉用具貸与の実績　（単位:人/月）

区分/年度		24	25	26
介護予防福祉用具貸与	第5期計画値	112	116	120
	実績	129	147	187
	対計画比	115.2%	126.7%	155.8%
福祉用具貸与	第5期計画値	401	396	396
	実績	423	446	530
	対計画比	105.5%	112.6%	133.8%
合計	第5期計画値	513	512	516
	実績	552	593	717
	対計画比	107.6%	115.8%	139.0%

計画

福祉用具貸与のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、平成27年度には742人/月、平成29年度には826人/月と、第5期実績と比較して増加を見込みます。

利用者の心身状態や、その置かれている環境に適した福祉用具が利用できるよう、居宅介護支援事業所やサービス提供事業者に適切な指導・助言を行うとともに、利用者への的確な情報提供に努めます。

福祉用具貸与のサービス見込量　（単位:人/月）

区分/年度	27	28	29
介護予防福祉用具貸与	194	201	214
福祉用具貸与	548	579	612
合計	742	780	826

(12) 特定福祉用具販売

特定福祉用具販売は、在宅の要介護者等が、入浴や排せつに用いるなど、貸与になじまない福祉用具で、基準で定められた特定の福祉用具の購入（腰掛便座や入浴補助用具など）に対するサービスで、支給限度基準額（年間 10 万円）の範囲内で給付（購入費の９割又は８割）されるものです。

現状・課題

利用実績（合計）は、平成 24 年度で計画値 17 人/月に対し利用実績 16 人/月、平成 26 年度で計画値 17 人/月に対し利用実績 19 人/月と、微増傾向となっています。

適切な利用により、利用者の日常生活の便宜が図られるとともに、介護者の負担が軽減されるものであり、引き続き適切なサービスの提供が求められています。

特定福祉用具販売の実績　（単位：人/月）

区分/年度		24	25	26
介護予防特定福祉用具販売	第5期計画値	7	7	7
	実績	5	6	7
	対計画比	71.4%	85.7%	100.0%
特定福祉用具販売	第5期計画値	10	10	10
	実績	11	11	12
	対計画比	110.0%	110.0%	120.0%
合計	第5期計画値	17	17	17
	実績	16	17	19
	対計画比	94.1%	100.0%	111.8%

計画

特定福祉用具販売のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、平成 27 年度には 20 人/月、平成 29 年度には 24 人/月と、第５期実績と比較して増加を見込みます。

今後も、利用者のニーズに沿った福祉用具の購入について相談できる体制となるよう、介護支援専門員への指導・助言を行い、適切な購入ができるよう支援します。

特定福祉用具販売のサービス見込量　（単位：人/月）

区分/年度	27	28	29
介護予防特定福祉用具販売	7	7	8
特定福祉用具販売	13	14	16
合計	20	21	24

(13) 住宅改修

住宅改修は、要介護者等の自宅で床に段差があって移動が困難になったり、手すりが必要になった時などに住宅改修を行い、自宅での自立した生活を維持できるようにするためのサービスで、必要な工事費用に対して支給限度基準額（20万円）の範囲内で給付（工事費の９割又は８割）されるものです。

現状・課題

利用実績（合計）は、平成24年度で計画値17人/月に対し利用実績15人/月、平成26年度で計画値18人/月に対し利用実績20人/月と計画を上回り、増加傾向となっています。

要介護者等が、居宅での生活を安心して継続するには、その状態に応じた適切な改修が必要となることから、要介護者等や改修業者に対し適切な助言ができるよう、介護支援専門員の更なる知識の向上が求められます。

住宅改修の実績　（単位:人/月）

区分/年度		24	25	26
介護予防住宅改修	第5期計画値	7	8	8
	実績	5	6	7
	対計画比	71.4%	75.0%	87.5%
住宅改修	第5期計画値	10	10	10
	実績	10	10	13
	対計画比	100.0%	100.0%	130.0%
合計	第5期計画値	17	18	18
	実績	15	16	20
	対計画比	88.2%	88.9%	111.1%

計画

住宅改修のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、平成27年度には23人/月、平成29年度には29人/月と、第５期実績と比較して増加を見込みます。

今後も、要介護者等の状態に合った質の高い住宅改修が行われるよう、事前申請制度により、改修内容の適正化を図るとともに、より利用者の立場に立った実施を推進するため、介護支援専門員や市内業者を対象とした指導・助言を適宜実施し、自立支援に向けた適正な利用を促進します。

住宅改修のサービス見込量　（単位:人/月）

区分/年度	27	28	29
介護予防住宅改修	8	8	10
住宅改修	15	17	19
合計	23	25	29

3　地域密着型（介護予防）サービス

利用者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域として区分した４圏域ごとに均衡のとれたサービス提供が行えるよう見込量を設定します。

なお、この地域密着型サービスは、原則として市町村の住民のみがサービスを受けることができ、保険者である市町村がサービス事業者の指定、指導監督を行います。

（1）認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、在宅の認知症高齢者を通所介護施設に送迎し、生活指導、日常動作訓練、入浴、食事などのサービスを提供するものです。

現状・課題

現在市内で４事業所が指定を受け、利用実績（合計）は、平成 24 年度で計画値 81 人/月に対し利用実績 58 人/月、平成 26 年度で計画値 81 人/月に対し利用実績 51 人/月と、計画値を大きく下回り、減少傾向で推移しています。

本サービスは、今後増加が見込まれる認知症要介護者に対して、きめ細やかなケアが期待されるサービスであり、利用者やその家族への十分な周知によるサービスの提供が求められています。

認知症対応型通所介護の実績　（単位:人/月）

区分/年度		24	25	26
介護予防認知症対応型通所介護	第5期計画値	0	0	0
	実績	0	0	0
	対計画比	0.0%	0.0%	0.0%
認知症対応型通所介護	第5期計画値	81	81	81
	実績	58	56	51
	対計画比	71.6%	69.1%	63.0%
合計	第5期計画値	81	81	81
	実績	58	56	51
	対計画比	71.6%	69.1%	63.0%

（圏域別内訳）

日常生活圏域別の認知症対応型通所介護の利用実績は、平成 26 年度では、「島田・上島田・三井・周防地区」の対計画比が 42.1%、「大和地域」の対計画比が 47.4%と見込みを大きく下回っています。

(圏域別)認知症対応型通所介護の実績 (単位:人/月)

区分/年度		24	25	26
浅江地区	第5期計画値	20	20	20
	実績	14	16	14
	対計画比	70.0%	80.0%	70.0%
島田・上島田・三井・周防地区	第5期計画値	19	19	19
	実績	7	7	8
	対計画比	36.8%	36.8%	42.1%
光井・室積地区	第5期計画値	23	23	23
	実績	23	23	20
	対計画比	100.0%	100.0%	87.0%
大和地域	第5期計画値	19	19	19
	実績	14	10	9
	対計画比	73.7%	52.6%	47.4%
合計	第5期計画値	81	81	81
	実績	58	56	51
	対計画比	71.6%	69.1%	63.0%

計画

認知症対応型通所介護のサービス見込量は、今後、認知症高齢者の増加が見込まれているため、平成27年度には55人/月、平成29年度には64人/月と、第5期実績と比較して増加を見込みます。

今後も、利用者の意向に沿った適切なサービスが提供されるよう、介護サービス事業所へ指導・助言を行い、認知症の進行予防や穏やかな在宅生活の継続を支援します。

認知症対応型通所介護のサービス見込量 (単位:回、人/月)

区分/年度		27	28	29
介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	0
	人数	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数	720	820	861
	人数	55	62	64
合計	回数	720	820	861
	人数	55	62	64

（2）小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、中重度となっても住み慣れた自宅や地域において在宅生活を継続できるよう、「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供するサービスです。

現状・課題

現在市内で6事業所が指定を受け、利用実績（合計）は、平成24年度で計画値71人/月に対し利用実績66人/月、平成26年度で計画値83人/月に対し利用実績85人/月と、増加傾向となっています。

しかしながら、登録定員に対する利用率は、平成26年度では、登録定員140名に対して利用者85人（60.7%）と低い状態となっています。

小規模多機能型居宅介護の実績　（単位:人/月）

区分/年度		24	25	26
介護予防小規模多機能型居宅介護	第5期計画値	6	7	8
	実績	3	4	5
	対計画比	50.0%	57.1%	62.5%
小規模多機能型居宅介護	第5期計画値	65	76	75
	実績	63	64	80
	対計画比	96.9%	84.2%	106.7%
合計	第5期計画値	71	83	83
	実績	66	68	85
	対計画比	93.0%	81.9%	102.4%

（圏域別内訳）

日常生活圏域別の小規模多機能型居宅介護の利用実績は、平成26年度では、「島田・上島田・三井・周防地区」の対計画比が79.3%と見込みを下回りましたが、「浅江地区」が同131.6%、「光井・室積地区」が同103.0%、「大和地域」が同150.0%と計画値を上回り、各圏域とも利用者は増加傾向となっています。

なお、光井・室積地区の小規模多機能型施設は、大和地域をカバーする役割を担っています。

（圏域別）小規模多機能型居宅介護の実績　（単位：人/月）

区分/年度		24	25	26
浅江地区	第5期計画値	20	19	19
	実績	20	21	25
	対計画比	100.0%	110.5%	131.6%
島田・上島田・三井・周防地区	第5期計画値	17	30	29
	実績	13	14	23
	対計画比	76.5%	46.7%	79.3%
光井・室積地区	第5期計画値	33	33	33
	実績	31	31	34
	対計画比	93.9%	93.9%	103.0%
大和地域	第5期計画値	1	1	2
	実績	2	2	3
	対計画比	200.0%	200.0%	150.0%
合計	第5期計画値	71	83	83
	実績	66	68	85
	対計画比	93.0%	81.9%	102.4%

計画

第6期計画期間における利用見込みに対する登録定員は、十分確保されていることから、本計画期間においては、小規模多機能型居宅介護について、施設整備の誘導策は講じないこととします。

なお、個々の事業所のサービス内容等については、必要に応じて指導・助言を行うとともに、利用者の在宅生活を促進する観点から、訪問サービスの積極的な機能強化に努めます。

サービス見込量は、平成27年度には93人/月、平成29年度には122人/月と、第5期実績と比較して増加を見込みます。

小規模多機能型居宅介護のサービス見込量　（単位：人/月）

区分/年度	27	28	29
介護予防小規模多機能型居宅介護	5	5	6
小規模多機能型居宅介護	88	103	116
合計	93	108	122

（3）認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、比較的安定状態にある認知症の要介護者に対して、共同生活の中で入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

現状・課題

現在市内に９施設、定員 81 名が指定を受け、利用実績（合計）は、平成 24 年度で計画値 80 人/月に対し利用実績は 82 人/月でしたが、平成 26 年度では、計画値 103 人/月に対し利用実績 79 人/月と、計画値を大きく下回っています。

これは、第５期計画期間中に３施設（定員合計 27 名）の整備を見込んでいましたが、実際は１施設（定員９名）のみの整備となったことが主な要因に挙げられます。

今後、要介護者等の増加により認知症の方の増加が見込まれていますが、現在の利用状況などから当該施設のニーズについては、今後とも慎重な見極めが必要と考えられます。

認知症対応型共同生活介護の実績　（単位：人/月）

区分/年度		24	25	26
介護予防認知症対応型共同生活介護	第５期計画値	0	0	0
	実績	0	0	0
	対計画比	－	－	－
認知症対応型共同生活介護	第５期計画値	80	87	103
	実績	82	81	79
	対計画比	102.5%	93.1%	76.7%
合計	第５期計画値	80	87	103
	実績	82	81	79
	対計画比	102.5%	93.1%	76.7%

（圏域別内訳）

日常生活圏域別の認知症対応型共同生活介護の利用実績は、「光井・室積地区」を除いた３圏域で計画値を下回っていますが、これは第５期計画において予定していた整備が行われなかったことが影響しています。

(圏域別)認知症対応型共同生活介護の実績 (単位:人/月)

区分/年度		24	25	26
浅江地区	第5期計画値	21	30	29
	実績	21	20	18
	対計画比	100.0%	66.7%	62.1%
島田・上島田・三井・周防地区	第5期計画値	19	19	28
	実績	21	20	20
	対計画比	110.5%	105.3%	71.4%
光井・室積地区	第5期計画値	27	26	25
	実績	30	31	30
	対計画比	111.1%	119.2%	120.0%
大和地域	第5期計画値	13	12	21
	実績	10	10	11
	対計画比	76.9%	83.3%	52.4%
合計	第5期計画値	80	87	103
	実績	82	81	79
	対計画比	102.5%	93.1%	76.7%

計画

認知症対応型共同生活介護のサービス見込量は、市外グループホーム利用者の自然減も加味して算出しています。そのため、今後の認知症高齢者の増加に伴い、第5期実績と比較して増加を見込みますが、平成27年度の85人/月に対し、平成29年度は82人/月と、僅かながらの減少を見込みます。

第6期計画においては、整備予定はありませんが、今後も、有料老人ホーム等の他施設の整備状況や利用実態も踏まえたニーズの把握に努めることとします。

認知症対応型共同生活介護のサービス見込量 (単位:人/月)

区分/年度	27	28	29
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	85	84	82
合計	85	84	82

（4）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員 29 名以下の小規模な介護老人福祉施設として、身体上の著しい障害または認知症などにより常時の介護を要する高齢者等で、在宅で介護を受けることが困難な人が入所し、入浴・排せつ・食事等の日常生活の介護や、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うサービスです。

現状・課題

平成 23 年度の制度改正により、「一部ユニット型介護老人福祉施設」の定員 29 名以下の部分については、指定更新時（平成 26 年 4 月 1 日）に市が指定を行う地域密着型へ移行されたことから、平成 26 年度において、市内に 2 施設、定員 40 名が指定を受けています。

なお、地域密着型への移行前の他市保険者の利用者については、移行後も引き続き、経過措置により、利用することができます。

利用実績については、平成 26 年度で計画値 33 人/月に対し利用実績 27 人/月となっています。

また、本サービスについては、いわゆる住所地特例の対象外とされていることから、特に、近隣他市町において、多くの入所待ちの状態が生じている場合は、施設整備に伴い、要介護者の流入による保険料負担の増大などの課題が指摘されています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実績　（単位：人/月）

区分/年度		24	25	26
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第5期計画値	0	0	33
	実績	0	0	27
	対計画比	－	－	81.8%

（圏域別内訳）

「浅江地区」及び「大和地域」における「一部ユニット型介護老人福祉施設」の定員 29 名以下の部分が地域密着型へ移行しましたが、日常生活圏域別の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用実績は、平成 26 年度において、両圏域（地域）とも計画値を下回っています。

（圏域別）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実績　（単位：人/月）

区分/年度		24	25	26
浅江地区	第5期計画値	0	0	17
	実績	0	0	13
	対計画比	―	―	76.5%
島田・上島田・三井・周防地区	第5期計画値	0	0	0
	実績	0	0	1
	対計画比	―	―	―
光井・室積地区	第5期計画値	0	0	0
	実績	0	0	0
	対計画比	―	―	―
大和地域	第5期計画値	0	0	16
	実績	0	0	13
	対計画比	―	―	81.3%
合計	第5期計画値	0	0	33
	実績	0	0	27
	対計画比	―	―	81.8%

計　画

第6期計画において、整備予定はありませんが、近隣他市の今後における入所待ちの状況なども踏まえ、施設の整備方針等について検討を進めます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス見込量は、利用者の現状維持を基本に、経過措置による他市被保険者の利用者の自然減による減少を加味して算出したもので、平成27年度には、31人/月、平成29年度には、40人/月と、第5期実績と比較して増加を見込みます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス見込量　（単位：人/月）

区分/年度	27	28	29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	31	36	40

（5）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、在宅の要介護高齢者の日常生活を支えるために、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応などを提供するサービスです。

現状・課題

国が地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスとして位置付けており、また、全国的にも採算面での事業者参入が有利な大都市部だけはなく、地方都市においても、本サービスの普及が徐々に進んでいる状況です。

現在、県内では５事業所がサービス提供しており、今後、本市の地域包括ケアシステムを推進していく上でも、積極的な制度の普及・啓発を図り、事業者が参入し易い環境整備に取り組む必要があります。

計　　画

医療と介護の両方ニーズを抱える高齢者に対し、24 時間体制で在宅生活を支える体制を構築する必要があることから、平成 28 年度に 1 施設の整備を誘導します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス見込量は、全国における 1 施設あたりの平均利用者数などにより算出したもので、整備初年度の平成 28 年度には 9 人/月、平成 29 年度には 13 人/月を見込みます。

定期巡回･随時対応型訪問介護看護のサービス見込量　（単位:人/月）

区分/年度	27	28	29
定期巡回･随時対応型訪問介護看護	－	9	13

（6）夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間において、定期巡回の訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に応じ調整・対応するオペレーションサービスを組み合わせて提供するサービスです。

現状・課題

本サービスの提供にあたっては、ケアプランに基づき、高齢者に小型の通信装置を配布し、連絡を受け、サービスを提供する仕組みであり、市内にはサービス提供事業所はなく、県内で４事業所がサービスを提供していますが、全国的に利用が低迷している状況です。

計　　画

第６期計画においても、市内にサービス事業所の整備予定やサービス提供意向はありませんが、本市におけるサービスの実施については、ニーズの分析などを進めるとともに、広域的実施も含めて引き続き誘導策について、検討を行います。

（7）地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち、特に定員29名以下の介護専用型特定施設のことで、特定施設サービス計画に基づく入浴・排せつ・食事等の介護や、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

現状・課題

このサービスについて、現在市内に指定を受けている事業所はありませんが、在宅と施設の中間的な役割を果たす類型として、中度者の入居のニーズは一定程度存在するものと考えられています。

計　　画

多様な住まいを確保するという観点では必要性が認められますが、施設整備意向調査において具体的な事業実施意向がなかったことに加え、現在、本施設と同様のサービスを提供する特定施設が市内に3施設、定員160名が整備されており、一定の整備水準が確保されていることから、第6期計画における施設整備の誘導は行わないこととします。

（8）看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて複合型事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援を行うサービスであり、平成 27 年度より、「複合型サービス」から名称変更されます。

現状・課題

今後、在宅生活を継続するためには、医療ニーズに対応した居宅サービスのニーズは高まることが予想されますが、本市では、施設整備意向調査において、事業所の参入意向は無い状態です。

計　　画

第６期計画において、市内にサービス事業所の整備予定はありませんが、小規模多機能型居宅介護においても、看護体制の充実が図られることから、本サービスの必要性や有効性等について、引き続き先進事例も含めて、調査・研究を進めます。

（9）地域密着型通所介護（デイサービス）

地域密着型通所介護は、従来の通所介護事業所のうち利用定員が18人以下の事業所が、平成28年度より地域密着型サービスに移行されることに伴い、新たに設けられるサービスです。

現状・課題

本サービスについては、少人数でより生活圏域に密着したサービス提供を行うことから、地域との連携が必要であり、また、地域包括ケアシステムを構築する上で、サービス基盤の整合を図る観点から、地域密着型サービスに移行されます。

よって、現在市内にある21の通所介護事業所のうち、利用定員が18人以下の事業所について、平成28年度より、市が指定、監督を行うこととなります。

計画

地域密着型通所介護のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、本サービスへの移行が開始する平成28年度には、87人/月、平成29年度には91人と年々増加を見込みます。

地域密着型通所介護のサービス見込量　（単位:回、人/月）

区分/年度		27	28	29
地域密着型通所介護	回数	－	969	1,025
	人数	－	87	91

地域密着型サービス施設数の見込み

地域密着型サービス施設数の見込み

区分/年度	27	28	29
(1) 認知症対応型通所介護	4施設 (利用定員48名)	4施設 (利用定員48名)	4施設 (利用定員48名)
浅江地区	1施設 (利用定員12名)	1施設 (利用定員12名)	1施設 (利用定員12名)
島田・上島田・三井・周防地区	1施設 (利用定員12名)	1施設 (利用定員12名)	1施設 (利用定員12名)
光井・室積地区	1施設 (利用定員12名)	1施設 (利用定員12名)	1施設 (利用定員12名)
大和地域	1施設 (利用定員12名)	1施設 (利用定員12名)	1施設 (利用定員12名)
(2) 小規模多機能型居宅介護	7施設 (登録定員165名)	7施設 (登録定員165名)	8施設 (登録定員190名)
浅江地区	1施設 (登録定員25名)	1施設 (登録定員25名)	1施設 (登録定員25名)
島田・上島田・三井・周防地区	3施設 (登録定員75名)	3施設 (登録定員75名)	3施設 (登録定員75名)
光井・室積地区	3施設 (登録定員65名)	3施設 (登録定員65名)	4施設 (登録定員90名)
大和地域	―	―	―
(3) 認知症対応型共同生活介護	9施設 (入所定員81名)	9施設 (入所定員81名)	9施設 (入所定員81名)
浅江地区	3施設 (入所定員27名)	3施設 (入所定員27名)	3施設 (入所定員27名)
島田・上島田・三井・周防地区	2施設 (入所定員18名)	2施設 (入所定員18名)	2施設 (入所定員18名)
光井・室積地区	3施設 (入所定員27名)	3施設 (入所定員27名)	3施設 (入所定員27名)
大和地域	1施設 (入所定員9名)	1施設 (入所定員9名)	1施設 (入所定員9名)
(4)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2施設 (入所定員40名)	2施設 (入所定員40名)	2施設 (入所定員40名)
浅江地区	1施設 (入所定員20名)	1施設 (入所定員20名)	1施設 (入所定員20名)
島田・上島田・三井・周防地区	―	―	―
光井・室積地区	―	―	―
大和地域	1施設 (入所定員20名)	1施設 (入所定員20名)	1施設 (入所定員20名)
(5)定期巡回・随時対応型訪問介護看護	―	1施設	1施設
(6)夜間対応型訪問介護	―	―	―
(7)地域密着型特定施設入居者生活介護	―	―	―
(8)看護小規模多機能型居宅介護	―	―	―
(9)地域密着型通所介護（28年度～）		11施設	11施設

4　施設サービス

施設サービスとは、①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、②介護老人保健施設（老人保健施設）、③介護療養型医療施設　の３施設のことをいい、本サービスの利用にあたっては、要介護認定者の重度化も進む見通しから、緊急性や世帯状況などを勘案しながら、より必要性の高い介護認定者の施設利用が見込まれます。

また、施設から退所して居宅へ移行する介護認定者等については、ニーズに沿った適切な介護サービスが提供されるよう、施設の介護支援専門員と居宅介護支援事業者、地域包括支援センターとの連携を深め、円滑な地域生活が送れるよう支援体制を構築することが必要です。

（1）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、身体上の著しい障害または認知症などにより常時の介護を要する要介護者で、在宅で介護を受けることが困難なため入所し、入浴・排せつ・食事等の日常生活の介護や、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うサービスです。

現状・課題

平成25年度に1施設、定員80名が整備され、さらには、平成23年度の制度改正により、「一部ユニット型介護老人福祉施設」の定員29名以下の部分については、指定更新時（平成26年4月1日）に市が指定を行う地域密着型へ移行したことから、２施設、定員40名が減少し、現在市内で4施設、定員256名が指定を受けています。

利用実績は、平成24年度で計画値195人/月に対し利用実績197人/月となっており、前述の影響により、平成25年度で利用実績275人/月と増加したものの、平成26年度は217人/月と減少しています。

しかし、本サービスは、慢性的な入所待ちの状態が続いており、また、介護保険法の改正により、平成27年度から入所要件が原則として要介護３以上に限定され、「居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設」としての機能の重点化が図られることから、地域包括ケアを推進する上においても、入所待ちの解消に向けた取組みが求められています。

介護老人福祉施設の実績 （単位：人/月）

区分/年度		24	25	26
介護老人福祉施設	第5期計画値	195	275	242
	実績	197	240	217
	対計画比	101.0%	87.3%	89.7%

計画

県が定める高齢者保健福祉圏域（光市、周南市、下松市）における広域的な調整を踏まえ施設整備を検討し、３施設、定員55名の施設整備を見込んでいます。

介護老人福祉施設のサービス見込量は、利用者の現状維持を基本に施設整備による利用者の増加を加味して算出しており、平成27年度は217人/月ですが、平成28年度は244人/月、平成29年度は272人/月と増加を見込みます。

介護老人福祉施設のサービス見込量 （単位：人/月）

区分/年度	27	28	29
介護老人福祉施設	217	244	272

参考

介護老人福祉施設の指定定員 （単位：名）

区分	年度		27	28	29
	指定区分	施設区分	定員	定員	定員
浅江地区	市指定	従来型	20	20	20
	県指定	ユニット型	63	63	71
		合計	83	83	91
島田・上島田・三井・周防地区	県指定	ユニット型	80	80	100
光井・室積地区	県指定	従来型	53	―	―
		ユニット型	―	80	80
		合計	53	80	80
大和地域	県指定	従来型	60	60	60
	市指定	ユニット型	20	20	20
		合計	80	80	80
合計	県指定		256	283	311
	市指定		40	40	40
	合計		296	323	351

※従来型…多床室等
※ユニット型…個室
※定員が29名以下の施設区分については市指定（地域密着型サービス）

（2）介護老人保健施設（老人保健施設）

介護老人保健施設は、病状が安定期にある要介護者に対して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療を行うとともに、日常生活の世話を行い、家庭への復帰を目的として行うサービスです。

現状・課題

現在市内で２施設、定員 170 名が指定を受け、県が平成 23 年度に実施した「療養病床転換意向等アンケート調査」では、平成 26 年度に、介護療養病床１施設定員 12 名、医療療養病床１施設定員６名が、本サービスへの転換意向を示していたため、計画値 153 人/月と増加を見込んでいましたが、実際は転換を見送ったため、利用実績が 138 人/月と大きく下回りました。

介護老人保健施設の実績　（単位：人/月）

区分/年度		24	25	26
介護老人保健施設	第５期計画値	139	139	153
	実績	142	145	138
	対計画比	102.2%	104.3%	90.2%

計画

県が平成 26 年度実施した「療養病床転換意向等アンケート調査」では、平成 29 年度末までに他施設からの転換意向がないことから、介護老人保健施設のサービス見込量は、利用者の現状維持を基本に算出し、各年度とも 138 人/月と、平成 26 年度実績と比較して同数を見込みます。

また、入所者が安心・安全にサービスを利用できる様、必要に応じて、県の指導のもと、サービス事業者への適切な指導・助言を行います。

介護老人保健施設のサービス見込量　（単位：人/月）

区分/年度	27	28	29
介護老人保健施設	138	138	138

（3）介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、病院・診療所の療養病床等の介護保険適用部分に入院し、病状が安定期にある長期療養の要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行うサービスです。

現状・課題

市内で２施設、定員 22 名が指定を受け、県が平成 23 年度に実施した「療養病床転換意向等アンケート調査」では、平成 26 年度に、そのうちの 1 施設、定員 12 名が、介護療養型老人保健施設への転換意向を示していました。よって、平成 26 年度は計画値 40 人/月と平成 25 年度の計画値 48 人/月と比較して減少を見込んでいましたが、実際は転換を見送ったため、平成 26 年度の利用実績は 43 人/月となりました。

介護療養型医療施設の実績　（単位：人/月）

区分/年度		24	25	26
介護療養型医療施設	第5期計画値	48	48	40
	実績	45	40	43
	対計画比	93.8%	83.3%	107.5%

計画

県が平成 26 年度に実施した「療養病床転換意向等アンケート調査」では、平成 29 年度末までに他施設への転換意向がないことから、介護療養型医療施設のサービス見込量は、利用者の現状維持を基本に算出し、各年度とも 44 人/月と、第５期実績と比較してほぼ横ばいを見込みます。

介護療養型医療施設のサービス見込量　（単位：人/月）

区分/年度	27	28	29
介護療養型医療施設	44	44	44

第３節　地域支援事業の見込み

地域支援事業とは、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になった場合でも、可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

平成 26 年度の介護保険法の改正（※42 頁「介護保険制度改正の主な内容について」参照）において、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域支援事業が見直され、「医療・介護の連携」「認知症施策」「地域ケア会議」及び「生活支援・介護予防」について、充実を図ることとされました。

さらに、この見直しに伴い、全国一律の介護予防給付のうち「訪問介護」及び「通所介護」が地域支援事業に移行され、「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という。）として平成 29 年４月までに全ての市町村で実施することとなりました。

このため、本市の地域支援事業については、本計画期間内に法改正に基づき充実を図り、総合事業を開始するとともに、引き続き円滑な事業運営に努めます。

【地域支援事業の構成】

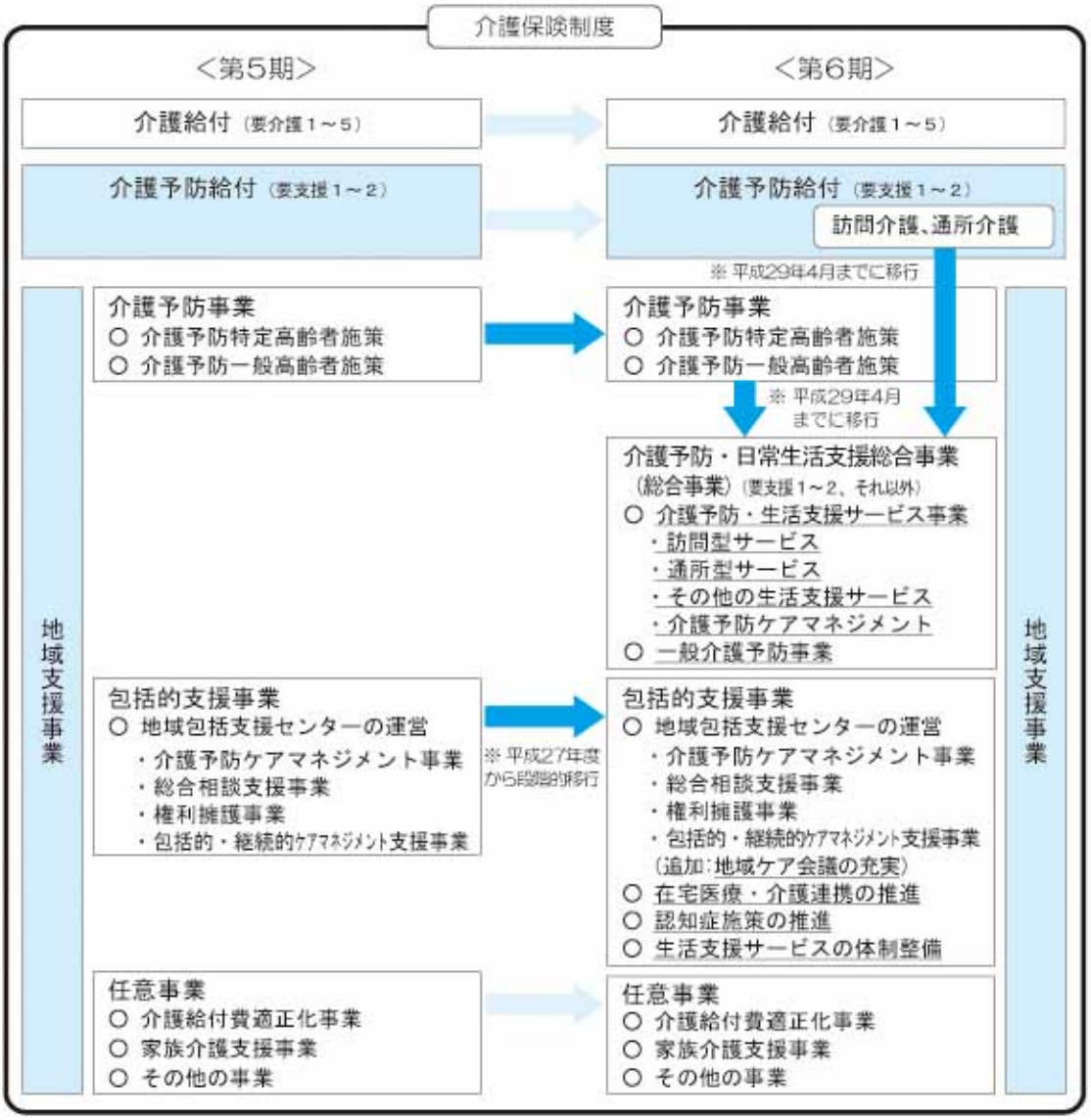
介護保険制度
＜第5期＞
＜第6期＞
介護給付（要介護1～5）
介護給付（要介護1～5）
介護予防給付（要支援1～2）
介護予防給付（要支援1～2）
訪問介護、通所介護
※ 平成29年4月までに移行
介護予防事業
○ 介護予防特定高齢者施策
○ 介護予防一般高齢者施策
介護予防事業
○ 介護予防特定高齢者施策
○ 介護予防一般高齢者施策
※ 平成29年4月までに移行
介護予防・日常生活支援総合事業
（総合事業）（要支援1～2、それ以外）
○ 介護予防・生活支援サービス事業
・訪問型サービス
・通所型サービス
・その他の生活支援サービス
・介護予防ケアマネジメント
○ 一般介護予防事業
包括的支援事業
○ 地域包括支援センターの運営
・介護予防ケアマネジメント事業
・総合相談支援事業
・権利擁護事業
・包括的・継続的ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ支援事業
※ 平成27年度から段階的移行
包括的支援事業
○ 地域包括支援センターの運営
・介護予防ケアマネジメント事業
・総合相談支援事業
・権利擁護事業
・包括的・継続的ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ支援事業
（追加：地域ケア会議の充実）
○ 在宅医療・介護連携の推進
○ 認知症施策の推進
○ 生活支援サービスの体制整備
任意事業
○ 介護給付費適正化事業
○ 家族介護支援事業
○ その他の事業
任意事業
○ 介護給付費適正化事業
○ 家族介護支援事業
○ その他の事業
地域支援事業
地域支援事業

1　介護予防事業

介護予防事業は、高齢者が要支援・要介護状態にならないように予防することを目的としています。

本事業は、特に介護が必要になるおそれの高い高齢者を対象とする「介護予防特定高齢者施策」と、全ての高齢者を対象とする「介護予防一般高齢者施策」で構成されます。

また、平成 26 年度の介護保険法の改正により、本市においても、既存の介護予防事業の見直しを図りながら、平成 29 年４月までに総合事業へと移行します。

（1）介護予防特定高齢者施策

生活機能の低下が認められ、要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者（以下「特定高齢者」という。）を対象として実施する事業です。通所サービスを中心に生活機能全体の維持・向上を目指し、高齢者が住み慣れた地域で心身ともに自立した生活を送ることができるよう支援を行います。

ア　特定高齢者把握事業

介護予防を効果的に進めるためには、「特定高齢者」を早期に発見し、適切な介護予防事業を提供することが大切です。

このため、日常生活の状況に関する 25 項目からなる「基本チェックリスト」を用いて、高齢者一人ひとりの生活機能の状態を確認し、生活機能の低下が認められる「特定高齢者」を把握する事業です。

現 状・課 題

要支援・要介護者を除く第１号被保険者を対象に基本チェックリストを送付し、回収結果から特定高齢者の把握を行いました。また、広報や出前講座等による情報提供や、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターによる訪問・相談等によっても把握に努めました。

基本チェックリストの送付による特定高齢者の把握については、その効果が全国的に低調であることから、平成 26 年度から市町村判断により実施することとされました。

本市においても同様の状況が確認されており、より効果的かつ効率的な把握方法を検討することが必要です。

特定高齢者把握事業の実績 （単位:人/年）

区分/年度		24	25	26
特定高齢者数	第5期計画値	120	130	140
	実績	128	219	229
	対計画比	106.7%	168.5%	163.6%

計画

第6期計画期間においては、地域包括支援センター等の相談窓口において基本チェックリストを活用するだけでなく、在宅介護支援センターや民生委員・児童委員等との連携強化を図り、様々な機会を通じて、地域に潜在的に存在する特定高齢者の把握を進めます。

特定高齢者把握事業の見込み （単位:人/年）

区分/年度	27	28	29
特定高齢者数	260	280	300

イ 通所型介護予防事業

（ア）運動器機能向上等事業

特定高齢者に対し、運動器機能の向上を中心に口腔機能、栄養改善、認知症予防等の各種メニューを組み合わせ、約3か月間の短期集中の「複合型プログラム」を提供する通所型の介護予防事業です。

現状・課題

第5期計画期間から、従来の 15 人程度の集団で仲間作りを楽しみながら参加する「教室型事業」を廃止し、複数の事業所が独自の特色を生かし、マンツーマンに近い形で対象者の実態に応じたアプローチを行う「通所型事業」のみの実施となりました。

実績は、各年度における計画値 45 人/年に対し、平成 24 年度で 41 人/年、平成 25 年度で 17 人/年、平成 26 年度で 34 人/年と計画値には達していませんが、参加者の満足度は高いため、事業の周知方法とより効果的な事業展開の検討が求められています。

運動器機能向上等事業の実績　（単位：人/年）

区分/年度		24	25	26
参加者数	第5期計画値	45	45	45
	実績	41	17	34
	対計画比	91.1%	37.8%	75.6%

計画

第５期計画期間より「複合型プログラム」として開始し、短期集中という形式も好評のため、継続して事業を実施していきます。

参加者がプログラム内容を自宅等でも実施することで、習慣的に運動機能低下の予防を図り、生活機能の保持増進や疾病予防・改善等につなげていくことができるような、より効果の高い事業展開を図ります。

また、総合事業移行後も、継続した事業実施に向けて取り組みます。

運動器機能向上等事業の見込み　（単位：人/年）

区分/年度	27	28	29
参加者数	50	50	50

（イ）介護予防生きがいデイサービス

特定高齢者に対して、個別プランに基づく運動器機能向上に関連するプログラム等の提供を中心に、機能訓練、健康教育等を実施し、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上と閉じこもりの防止により、自立した生活の支援を図るための事業です。

現状・課題

実績は、平成24年度で計画値1,375人/年に対し1,613人/年、平成25年度では計画値1,500人/年に対し1,692人/年、平成26年では計画値1,500人/年に対し1,898人/年と、常に一定の参加者が確保されています。

また、長期の利用期間を見込んだ事業で、参加者の状態に合わせたきめ細やかなプランによるサービスを展開しており、引き続き事業効果の向上と、機能低下への早期対応に取り組むことが重要です。

介護予防生きがいデイサービスの実績　（単位：人/年）

区分/年度		24	25	26
延参加者数	第5期計画値	1,375	1,500	1,500
	実績	1,613	1,692	1,898
	対計画比	117.3%	112.8%	126.5%

計　　画

運動器機能及び口腔機能の低下や低栄養状態は、認知機能と関連しており、事業を実施する過程において記憶や注意力、思考力を刺激することで認知機能の維持を図るとともに、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上、閉じこもり予防に有効な本事業に引き続き取り組みます。

現在は、三島温泉健康交流施設ゆーぱーく光とやまとふれあいセンターの２か所で実施していますが、より多くの方が参加できるような事業展開に努めます。

また、総合事業移行後も、継続した事業実施に向けて取り組みます。

介護予防生きがいデイサービスの見込み　（単位：人/年）

区分/年度	27	28	29
延　参　加　者　数	2,200	2,200	2,200

（2）介護予防一般高齢者施策

全ての高齢者を対象に、生活機能の維持又は向上を図るための事業を展開するとともに、介護予防に関する知識の普及・啓発のための事業や、地域における介護予防に資する自主的な活動の育成・支援を行います。

ア　介護予防普及啓発事業

（ア）介護予防普及啓発事業

介護予防に関する知識の普及や啓発により、高齢者の介護予防意識や予防事業への参加促進を図るための事業です。

高齢者自身が介護予防に向けて自主的な取り組みができるように、介護予防に関する知識の普及啓発を目的として、出前講座の開催や地域包括支援センターだよりの作成及び配布などの取組みを推進します。

現状・課題

出前講座「創りんぐ光」のメニューの充実や、介護予防をテーマとした地域包括支援センターだよりを作成及び配布することにより、広く介護予防についての周知に取り組んでおり、引き続き普及啓発に努める必要があります。

介護予防普及啓発事業の実績　（単位:回/年）

区分/年度	24	25	26
出前講座開催回数	16	15	13

計画

第６期計画期間を通じて、より多くの市民に、介護予防の必要性や意識の向上を図るための取組みを行います。

介護予防普及啓発事業の見込み　（単位:回/年）

区分/年度	27	28	29
出前講座開催回数	20	24	28

（イ）口腔機能の向上事業

口腔機能が低下すると、摂食・嚥下機能の低下をきたし、低栄養や誤嚥性肺炎等様々な疾患を引き起こすことから、機能低下の早期発見、悪化防止のための口腔ケアの大切さなどについて、歯科医師会や歯科衛生士会との協力のもと、啓発のための講演会を行います。

現状・課題

実績は、各年度における計画値150人/年に対し、平成24年度では165人/年ですが、平成25年度で82人/年、平成26年度で65人/年と計画値を下回っています。

介護予防としての口腔機能の向上については、その意義や内容などが十分浸透していないことから、口腔の衛生や機能向上を図ることで、健康の維持増進や、肺炎の予防につながることについて十分な周知を図る必要があります。

口腔機能の向上事業の実績　（単位：人/年）

区分/年度		24	25	26
口腔機能向上講演会参加人数	第5期計画値	150	150	150
	実績	165	82	65
	対計画比	110.0%	54.7%	43.3%

計画

日々の生活の中で具体的な行動に結びつくよう、専門講師による講演会や出前講座等を実施します。

また、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、老人クラブ等との連携を図り市民への周知に努めるとともに、総合事業移行後も、継続した事業実施に向けて取り組みます。

口腔機能の向上事業の見込み　（単位：人/年）

区分/年度	27	28	29
口腔機能向上講演会参加人数	150	150	150

（ウ）生活管理指導員派遣事業

病気やけがなどの理由から基本的生活習慣等に問題が生じ、自立した日常生活を営むことが困難な高齢者に対し、日常生活に関する指導や支援を行う生活管理指導員を派遣することにより、要支援・要介護状態への進行を予防するための事業です。

現状・課題

病気やけがなどにより一時的に生活機能が低下し、日常生活に指導や支援が必要となった方を対象とする事業のため、各年度とも利用実績は計画値を下回りましたが、本事業により生活機能の回復を図ることは介護予防にもつながるため、事業の継続が必要です。

生活管理指導員派遣事業の実績　（単位：時間/年）

区分/年度		24	25	26
延利用時間	第5期計画値	290	295	300
	実績	64	65	75
	対計画比	22.1%	22.0%	25.0%

計画

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送り続けるためにも、一時的な生活機能の低下を回復させることで、要支援・要介護状態になることを予防することは重要です。

生活機能回復のためには、対象者の日常生活の状況や生活機能の低下の原因等に応じた適切な指導や支援を行うとともに、対象者の自覚を促し、介護予防に取り組む意欲の向上に努め、短期間で自立生活につなげていきます。

また、総合事業移行後も、継続した事業実施に向けて取り組みます。

生活管理指導員派遣事業の見込み　（単位：時間/年）

区分/年度	27	28	29
延利用時間	160	160	160

（エ）短期宿泊サービス事業

一時的に養護が必要となった高齢者に対し、養護老人ホーム等の空居室を利用した短期間の宿泊により、生活習慣等の指導を行い、体調の回復を図るとともに、在宅生活継続への支援や、社会的孤立感の解消等を図る事業です。

現状・課題

実績は、平成24年度で計画値３人/年に対し２人/年、平成25年度で計画値５人/年に対し３人/年、平成26年度で計画値５人/年に対し２人/年となっており計画値を下回っていますが、体調の回復を図り、生活習慣を整えることは、高齢者が自立した生活を継続するために必要です。

短期宿泊サービス事業の実績　（単位：人/年）

区分/年度		24	25	26
利用者数	第５期計画値	3	5	5
	実績	2	3	2
	対計画比	66.7%	60.0%	40.0%

計画

利用者の自立した生活につながるよう、受け入れ施設に対する本事業への理解と適切な対応についての助言・指導等を行います。

また、総合事業移行後も、継続した事業実施に向けて取り組みます。

短期宿泊サービス事業の見込み　（単位：人/年）

区分/年度	27	28	29
利用者数	4	4	4

（オ）食生活改善事業（栄養調理教室・訪問栄養指導）

栄養改善や、健康維持及び介護予防の強化を図るため、食生活改善推進協議会や地域活動栄養士会と連携し、高齢者等を対象にした料理教室の開催による高齢期の食を学ぶ機会の提供や、管理栄養士等が居宅を訪問し、食生活や栄養に関する必要な相談・指導を実施する事業です。

現状・課題

実績は、各年度において計画値450人/年を見込んでいましたが、平成24年度で308人/年、平成25年度で314人/年、平成26年度で316人/年と計画値を下回っています。

食生活改善のための教室や調理実習は、健康の維持及び増進や介護予防の面からも重要な事業ですが、参加者数は横ばいであることから、利用促進が求められています。

食生活改善事業の実績　（単位：人/年）

区分/年度		24	25	26
栄養調理教室延参加者数	第5期計画値	450	450	450
	実績	308	314	316
	対計画比	68.4%	69.8%	70.2%

計画

正しい食習慣は、介護予防や健康づくりの第一歩であり、出前栄養講座や訪問による栄養指導、栄養調理教室などの実施により、より多くの方に対し健康や食育への認識の向上を図るため、事業の利用促進に向けた周知を図ります。

また、総合事業移行後も、継続した事業実施に向けて取り組みます。

食生活改善事業の見込み　（単位：人/年）

区分/年度	27	28	29
栄養調理教室延参加者数	330	340	350

（カ）転倒骨折予防教室（いきいきにこにこ教室・ふれあいの家）

要支援・要介護状態の要因となることが多い転倒骨折を未然に防止するため、地域ごとに体操教室を開催し運動機能の維持・向上を図るとともに、心身の健康に関する正しい知識の普及を目的とした健康教育、健康相談などにより、健康の維持増進を図る事業です。

現状・課題

実績は、平成24年度で計画値260人/年に対し244人/年、平成25年度で計画値270人/年に対し243人/年、平成26年度で計画値285人/年に対し254人/年と計画値を下回りましたが、事業に対しては一定の参加があります。

運動機能の維持・向上のほか、介護予防の意義や知識の普及啓発、閉じこもり予防だけでなく、地域の高齢者の交流の場にもなっていることから、本事業の継続実施が必要です。

転倒骨折予防教室の実績　（単位:人/年）

区分/年度		24	25	26
参加者数	第5期計画値	260	270	285
	実績	244	243	254
	対計画比	93.8%	90.0%	89.1%

計画

日常生活圏域ニーズ調査の結果では、介護状態を避けるために予防したいこととして、約7割の高齢者が転倒骨折の予防と回答していることから、事業の周知と充実を図り、参加促進に努めます。

なお、総合事業移行後も、継続した事業実施に向けて取り組みます。

転倒骨折予防教室の見込み　（単位:人/年）

区分/年度	27	28	29
参加者数	260	280	300

イ　地域介護予防活動支援事業

（ア）地域ふれあいサロン活動支援事業

介護予防の効果的な展開を図るためには、地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組みが主体的に実施されるような地域社会の構築が不可欠です。

このため、地域における自発的な介護予防に資するふれあい・いきいきサロンへの活動支援を行うものです。

現状・課題

参加者の実績は、平成24年度で計画値13,700人/年に対し15,541人/年、平成25年度で計画値13,900人/年に対し15,495人/年、平成26年度で計画値14,100人/年に対し16,136人/年と計画値を上回っています。

現在、67か所のふれあい・いきいきサロンが立ちあがっていますが、サロンのない地域や自主運営が難しいサロンがあるなどの課題もあり、今後、新たなサロンの立ち上げや運営支援などに取り組むとともに、地域における高齢者の自主活動拠点として推進していくことが必要です。

地域ふれあいサロン活動支援事業の実績　（単位：箇所、人/年）

区分/年度		24	25	26
ふれあい・いきいきサロン サロン数	第5期計画値	58	60	62
	実績	61	65	67
	対計画比	105.2%	108.3%	108.1%
ふれあい・いきいきサロン 延参加者数	第5期計画値	13,700	13,900	14,100
	実績	15,541	15,495	16,136
	対計画比	113.4%	111.5%	114.4%

計画

総合事業への移行に向け、住民主体の通いの場を充実させていく上でも、サロンに対する重要な役割が期待されることから、サロン未整備地区の立ち上げ強化や自主的な活動の担い手となる人材の発掘・育成、気軽に地域活動に参加できるような交流の場の提供に取り組み、参加者や通いの場の継続的な拡大を目指すとともに、介護予防・地域活動拠点として支援していきます。

地域ふれあいサロン活動支援事業の見込み　（単位：箇所、人/年）

区分/年度		27	28	29
ふれあい・いきいきサロン	サロン数	74	81	88
	延参加者数	18,000	19,000	21,000

（イ）介護支援ボランティアポイント事業

介護支援ボランティア活動の実績に応じポイントを付与することで社会参加を奨励し、社会参加活動を通じて自らの介護予防を推進するとともに、地域の相互扶助（互助）により身近な地域での生活支援にも寄与する「介護支援ボランティアポイント事業」の実施に向けて取り組みます。

現状・課題

これからの介護予防は、地域の中に生きがいや役割を持って生活できるような居場所や出番づくりなど、地域や社会への参加を促進することにより、介護予防につなげていくことが重要です。

そのため、社会参加による自らの介護予防のしくみの構築をはじめ、「互助」を意識的に強化するとともに、地域のボランティアなど新たな担い手の育成や地域コミュニティの再構築が求められています。

計画

高齢者等が、介護施設などにおいて行ったボランティア活動の実績に応じてポイントを付与する「介護支援ボランティアポイント事業」の実施に向けて取り組み、高齢者の生きがいや社会的役割、活躍できる場の創出により、社会参加を促進し、自身の介護予防につなげるとともに、支援の必要な高齢者の生活の質の向上を目指します。

介護支援ボランティアポイント事業の見込み　（単位：人/年）

区分/年度	27	28	29
介護支援ボランティア登録者数	80	110	150

2　介護予防・日常生活支援総合事業

（1）総合事業について

総合事業は、これまで全国一律の予防給付として提供されていた「訪問介護」及び「通所介護」を、市町村で独自に展開する地域支援事業に移行するとともに、高齢者の多様な生活支援ニーズに対応するなど、多様なサービスを提供する事業です。

本事業では、既存の介護サービス事業所による「訪問介護」及び「通所介護」相当のサービスに加え、ＮＰＯ、民間企業、ボランティア、地域住民などの多様な主体による多様なサービスの提供体制を整え、その人自身が持つ能力を最大限に活かすことができるように効果的かつ効率的にサービスを提供することで、自立を支援していくこととなります。

なお、総合事業は、要支援者及び従来の特定高齢者（以下「要支援者等」という。）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」で構成されます。

（参考）総合事業の構成

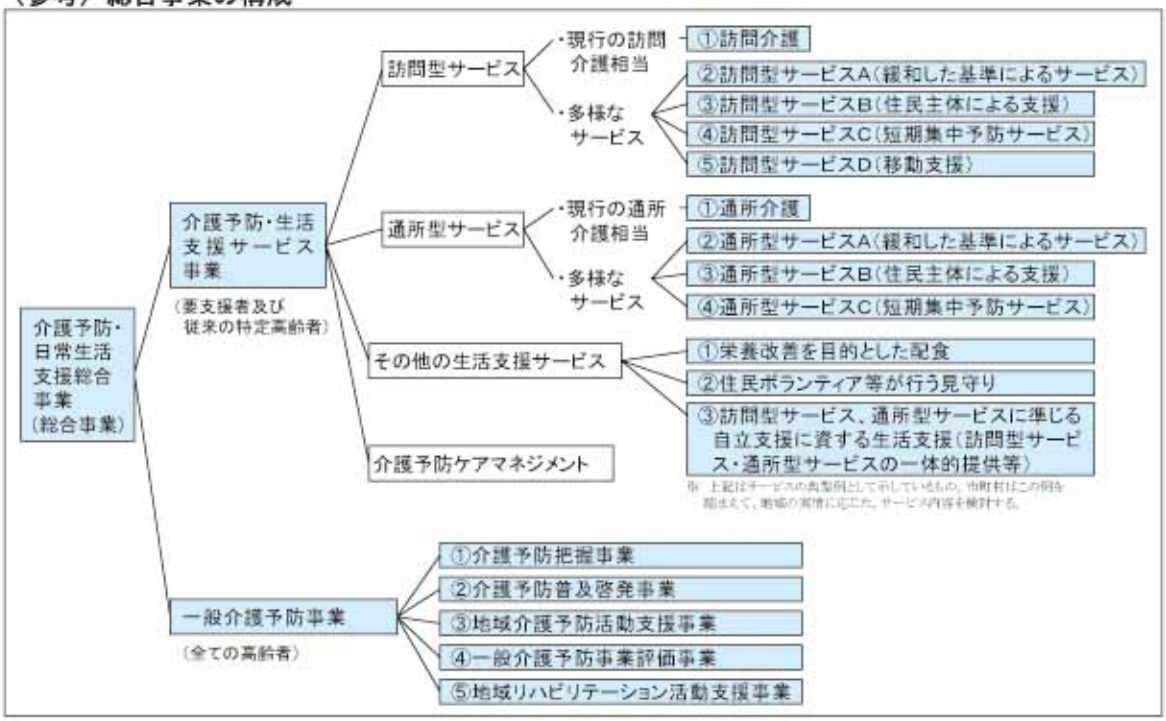

（２）総合事業を構成する各事業の内容

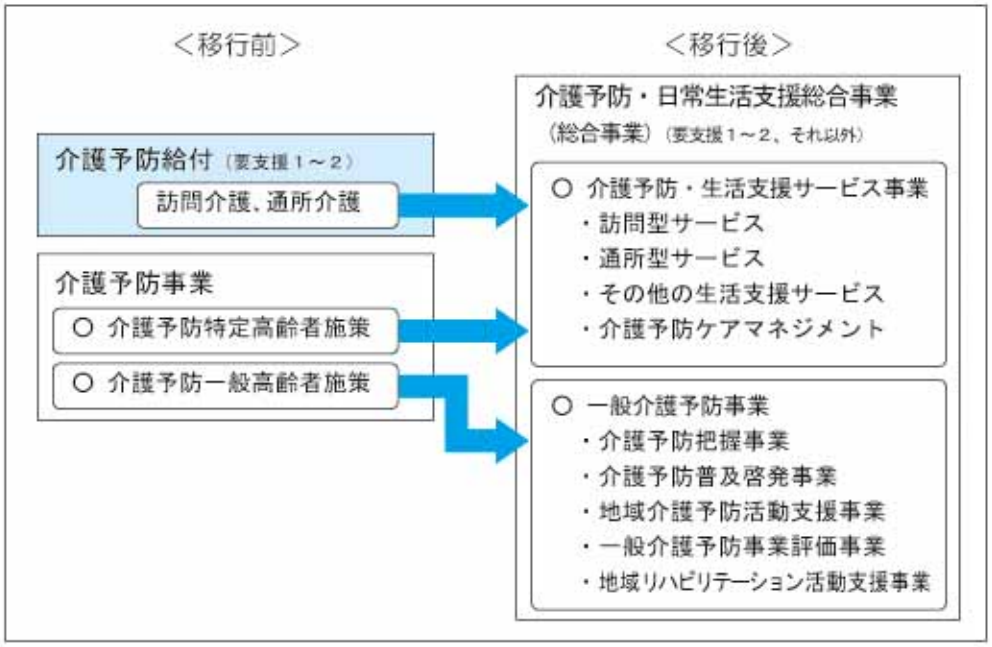

ア　介護予防・生活支援サービス事業

現行の介護予防給付のうち「訪問介護」及び「通所介護」に相当するサービスに加え、住民主体の支援等も含めた多様なサービスにより、要支援者等を支援する事業です。

「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」及び「介護予防ケアマネジメント」の４事業で構成されます。現行の「介護予防特定高齢者施策」はこれにあたります。

（ア）訪問型サービス

掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

現行の介護予防訪問介護に相当するサービスと緩和した基準によるサービス、ボランティアなど住民主体による生活支援、専門職等が行う短期集中予防サービス等の多様なサービスで構成されます。

（イ）通所型サービス

機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。

現行の介護予防通所介護に相当するサービスと、ミニデイサービス等の緩和した基準によるサービス、ボランティアなど住民主体による支援、専門職等が行う短期集中予防サービスで構成されます。

（ウ）その他の生活支援サービス

栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供します。

（エ）介護予防ケアマネジメント

サービス等が適切に提供できるようにケアマネジメントを行います。

イ　一般介護予防事業

全ての高齢者を対象とし、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組みを推進し、要支援・要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的とした事業です。

「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」及び「地域リハビリテーション活動支援事業」の５事業で構成されます。現行の「介護予防一般高齢者施策」はこれにあたります。

（ア）介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へつなげます。

（イ）介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行います。

（ウ）地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

（エ）一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

（オ）地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

（３）総合事業への移行に向けた考え方

総合事業では、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、既存の介護サービス事業所に加え、ＮＰＯ、民間企業、ボランティア、地域住民などの多様な主体による多様なサービスを提供することとなります。

そのため、多様なサービスの構築や担い手の確保、事業の進め方、適正なサービス単価の設定など、移行に向けた様々な検討課題があり、サービス提供体制の構築には一定の期間が必要です。

また、現在サービスを利用されている要支援者等においても、移行後も安心してサービスを利用できるよう、現行のサービスを維持しながら、円滑な移行に向けた取組みを計画的に実施します。

（４）移行に向けた取組み

総合事業への円滑な移行に向けた準備として、次に掲げる取組みを計画的に実施します。

ア　利用者ニーズ及びサービス提供基盤の現状把握

現行の介護予防サービス計画（ケアプラン）や日常生活圏域ニーズ調査結果の分析、介護支援専門員等への調査により、地域に不足しているサービスと必要なサービス量の把握に努めます。

イ　事業体系の構築

総合事業への移行に向けては、介護予防事業の内容を検討し、可能なところから新しい総合事業に向けた内容の事業を開始するとともに、国の示すガイドラインを踏まえ、利用者ニーズに基づいた事業体系を構築します。

また、サービスごとの基準や適正なサービス単価の設定等について検討します。

ウ　サービス提供基盤の整備

地域に不足するサービスの創出とサービスの担い手の確保、元気な高齢者がサービスの担い手として活動できる場の確保に取り組みます。

また、サービス提供事業者等への説明会の開催に加え、適切なケアプラン作成のための介護支援専門員研修会等を実施し、円滑な移行を図ります。

エ　円滑な移行に向けた準備

サービス利用に係る申請から利用までの流れを含めた業務の進め方の検討と、給付と事業の一体的な管理に向けた介護保険システムの改修等を行います。

オ　事業実施に向けた周知

総合事業への円滑な移行が可能となるよう、十分な期間を設けて事業の周知を図ります。

既にサービスを利用されている要支援者等については、移行後も介護予防給付相当のサービスが利用可能であることや多様なサービスの利用が可能となることなど、新しいサービスについて個別の説明を実施するとともに、広報やホームページ等の活用により、広く市民へ周知を図ります。

【移行スケジュール】

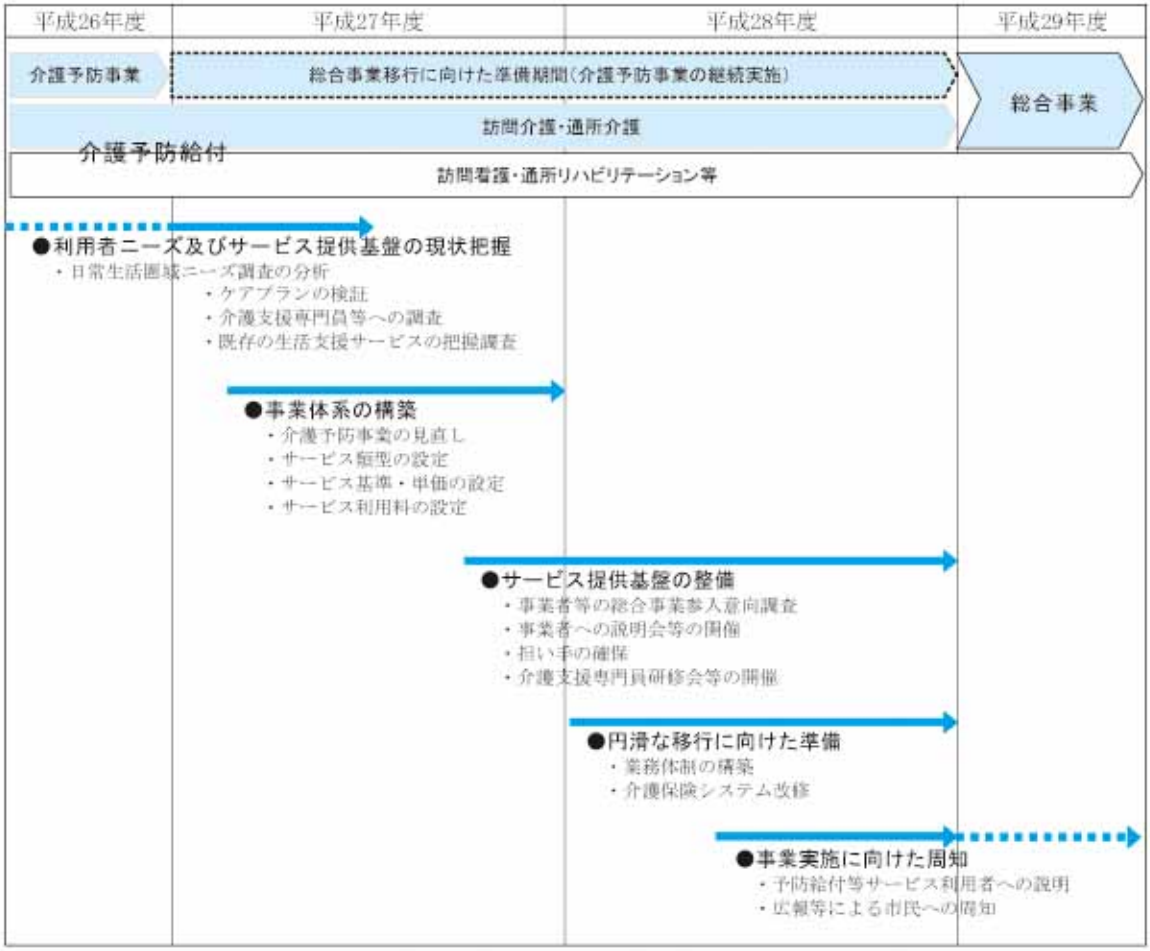

3　包括的支援事業

地域包括支援センターを中心として、高齢者の実態把握に努めながら、介護予防ケアマネジメント、高齢者に対する総合的な相談・支援、権利擁護ならびに介護支援専門員に対する指導・助言等を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援を展開します。

また、平成 26 年度の介護保険法の改正（※42 頁「介護保険制度改正の主な内容について」参照）に伴い、地域包括ケアシステムの実現のため、新たに「地域ケア会議の充実」「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」及び「生活支援サービスの体制整備」に取り組むこととします。

（1）地域包括支援センターの運営

平成18年４月、総合福祉センター内に市直営の地域包括支援センターを設置し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が、その専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、医療・介護・福祉関係者および地域住民との連携を図り、地域のネットワークの構築に努めています。

地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業、権利擁護事業及び包括的・継続的ケアマネジメント事業を行い、地域包括ケアシステムの中核的な機関として位置づけられており、事業の円滑かつ効果的な推進のため、協力機関として地域に設置した４つの在宅介護支援センターとの連携を図っています。

また、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、かつ円滑な運営を推進するため、またその運営状況の評価のために、地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

現状・課題

地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント事業を含む４事業を行う中核拠点ですが、日常生活圏域ニーズ調査結果において認知度は約４割となっており、市民への周知が十分図られていない状況です。

介護予防支援、権利擁護や生活に関する相談件数等も増加していますが、ニーズが多様化かつ複雑化しているため、問題の解決には、地域包括支援センター職員の資質の向上や関係機関との連携を図るとともに、様々な社会資源の活用が必要です。

計　　画

地域包括支援センターの周知に努め、高齢者総合相談窓口、ワンストップサービスの拠点としての機能の充実を図ります。また、地域住民のニーズに対し、関係機関と連携して、フォーマル、インフォーマルな社会資源を有機的に結びつけながら、情報を提供するなど、地域包括ケアシステムの中核的機関としての機能強化を図り、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多様な支援を展開します。

地域包括支援センターのイメージ

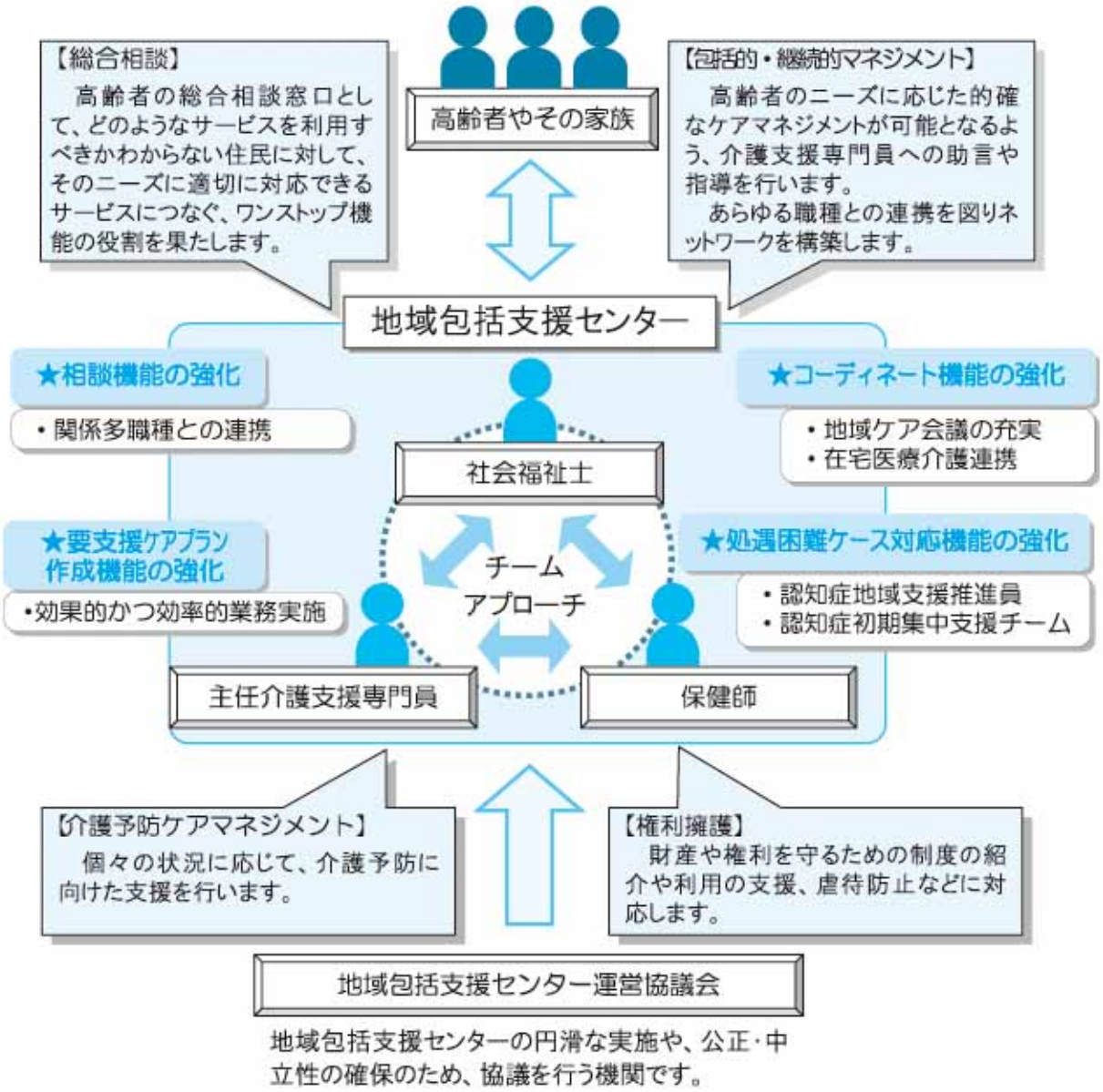

地域包括支援センターの円滑な実施や、公正・中立性の確保のため、協議を行う機関です。

地域包括支援センターの主な業務

地域包括支援センターの主な業務は、以下の４つです。

① 予防給付・介護予防事業のケアマネジメント業務
・要支援者（予防給付）・特定高齢者（介護予防事業）の双方を対象に、ケアプランの作成・サービス利用の評価等を行います。

② 総合相談支援業務
・個々の高齢者がどのような支援を必要としているかを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行います。

③ 権利擁護業務
・高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や成年後見制度など権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎ、高齢者の虐待の防止や権利擁護を図ります。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
・地域包括支援ネットワークを活用しながら、介護支援専門員、かかりつけ医をはじめ地域のさまざまな関係者が連携・協働することで、保健・医療・福祉、その他の生活支援サービスなどを含め、地域におけるさまざまな資源を活用し（「包括的」）、途切れることなく（「継続的」）、施設・在宅を通じた地域における生活を支援します。

※具体的な取組：ネットワークの構築や医療機関を含めた関係機関との連携・協力体制の構築、介護支援専門員支援など

地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核的な機関として以下の機能の強化を図ります。

① コーディネート機能
・医療、介護、その他関係機関の連携を図るため、地域ケア会議の充実を図ります。
・「医療介護情報連携シート」の活用により、医療及び介護情報の共有化と連携を強化します。

② 処遇困難ケース対応機能
・認知症高齢者の処遇困難ケースに対応するため、認知症地域支援推進員の配置と、認知症初期集中支援チームの設置の検討を進め、関係多職種により早期診断、早期対応につなげます。

③ 相談機能
・地域包括支援センターの認知度を高め、高齢者とその家族の不安解消に努めるとともに、関係機関と連携した相談対応により、相談業務の充実を図ります。

④ 要支援ケアプラン作成機能
・従来のケアプラン作成業務を評価・改善することにより、効果的かつ効率的な業務を実施し、地域包括ケアの一層の取組みを推進します。

ア　介護予防ケアマネジメント事業

（ア）特定高齢者への介護予防ケアマネジメント

特定高齢者として介護予防を実施する必要のある人に対し、心身の状況、置かれている環境等の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行なうものです。

現状・課題

特定高齢者への介護予防ケアマネジメントは、ケアプランの作成や評価について事業の簡素化が図られましたが、介護予防マネジメントの実績は、横ばい状態となっています。これは、特定高齢者の把握が依然として進まないのがひとつの要因です。

一方、介護予防ケアマネジメント対象者については、生活機能の維持は図られており、一定の事業効果は認められますが、現状では、サービス利用者が少なく事業効果の検証が十分でないことから、特定高齢者の把握と利用の促進が必要です。

特定高齢者への介護予防ケアマネジメントの実績　（単位：人/年）

区分/年度		24	25	26
特定高齢者への介護予防ケアプラン作成数	第5期計画値	100	100	100
	実績	90	80	90
	対計画比	90.0%	80.0%	90.0%

計画

介護予防ケアマネジメントの効果が発揮できるよう、特定高齢者の把握とサービス利用の向上に向け、介護予防の重要性を広く市民に普及啓発しながら、特定高齢者が自主的に介護予防に取り組めるよう、職員のケアマネジメント能力の向上を図ります。

特定高齢者への介護予防ケアマネジメントの見込み　（単位：人/年）

区分/年度	27	28	29
特定高齢者への介護予防ケアプラン作成数	110	125	140

（イ）要支援者への介護予防ケアマネジメント

介護保険制度の要介護認定で「要支援１・２」と認定された方に対し、要支援状態にあっても、その悪化をできる限り防ぐことを目的に、本人のニーズや身体機能などの状況に応じた介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護予防が効果的に行なわれるように継続的にモニタリングやサービス実施後に評価を行う事業です。

現状・課題

要支援者の増加に伴い、要支援者への介護予防ケアマネジメントは計画値を上回っています。

要支援者に対しては、心身の状況や環境に応じて、適切なケアプランに基づいた効果的な介護予防サービスが提供され、自立支援に結びついているかの評価が必要です。

要支援者への介護予防ケアマネジメントの実績　（単位：人/月）

区分/年度		24	25	26
要支援者への介護予防ケアプラン作成数	第5期計画値	423	435	450
	実績	430	457	486
	対計画比	101.7%	105.1%	108.0%

計画

介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが行うことになっていますが、要支援者の増加に対応し、適切な介護予防ケアマネジメントが行えるよう、居宅介護支援事業所への委託を促進します。

さらに、地域包括支援センター職員は、介護予防ケアマネジメントが自立支援に結びついているか検証を行い、対象者の自立支援が図れるようケアマネジメント能力を高めるとともに、介護支援専門員等への支援を行います。

要支援者への介護予防ケアマネジメントの見込み　（単位：人/月）

区分/年度	27	28	29
要支援者への介護予防ケアプラン作成数	491	495	515

イ　総合相談事業

地域包括支援センターの重要な機能として、本人や家族、民生委員・児童委員や地域住民等の様々な相談を受け、的確に状況把握等を行い、専門的・緊急対応の有無、情報提供による問題の解決の可能性などを判断しながら、適切な機関や制度、サービスにつなげる業務です。

現状・課題

高齢者の増加に伴い、相談実績は毎年増加傾向となっています。また、相談内容も様々な要因が重なり、複雑化・困難化しており、今後も団塊世代の高齢化などますます高齢社会の進展、生活スタイルの変化などにより、相談件数も増加することが予測されます。

しかし、地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であるとの認知は十分とはいえない状況であり、今後も市民への周知が必要です。

総合相談業務の実績　（単位：人/年）

区分/年度		24	25	26
総合相談延人数	第5期計画値	1,330	1,360	1,400
	実績	1,665	1,869	1,700
	対計画比	125.2%	137.4%	121.4%

計画

地域包括支援センターでの総合的な相談体制の充実を図るとともに、地域におけるきめ細やかな対応が図られるよう、市内4か所に設置している在宅介護支援センターを活用するとともに、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の関係機関との連携のもと、地域に根ざした支援を展開します。

また、困難な相談等に対応するため、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士としてのスキルアップを図るとともに、医療機関をはじめ多職種との連携による確実な問題解決を図ります。

また、地域包括支援センターの周知に向け、パンフレットの作成・配布など認知度を向上する取組みに努めます。

総合相談業務の見込み　（単位：人/年）

区分/年度	27	28	29
総合相談延人数	1,800	1,900	2,000

ウ 権利擁護事業

権利擁護事業では、高齢者虐待や消費者被害への迅速な対応、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用により、誰もが住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持することを目指しています。

現状・課題

高齢者の財産や権利を守るための成年後見制度や地域福祉権利擁護事業についての相談件数は、ほぼ横ばい傾向となっています。

認知症による判断能力の低下のため金銭管理への不安、介護者などからの虐待、あるいは振り込め詐欺や消費者被害など、問題も複雑化・困難化しており、専門性に基づいた適切な支援を行うことが必要です。

また、高齢者虐待や消費者被害については、相談や通報の状況により、関係機関と連携し、迅速に適切な対応が図られるよう努めています。

権利擁護事業の実績　（単位:人、件/年）

区分/年度		24	25	26
成年後見制度活用支援人数	第5期計画値	40	45	50
	実績	25	44	34
	対計画比	62.5%	97.8%	68.0%
地域福祉権利擁護事業活用支援人数	第5期計画値	30	35	40
	実績	46	30	33
	対計画比	153.3%	85.7%	82.5%
高齢者虐待通報件数	第5期計画値	20	25	30
	実績	16	19	20
	対計画比	80.0%	76.0%	66.7%
消費者被害相談件数	第5期計画値	15	17	20
	実績	14	16	16
	対計画比	93.3%	94.1%	80.0%
権利擁護啓発事業（虐待予防講演会）参加人数	実績	73	100	106

計画

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、権利擁護に係る支援の必要性は高まり、相談件数等も増加すると予測されます。

問題の複雑化・困難化に対応するためには、関係機関や自治会、ボランティアなどが連携して見守り活動の推進と強化、また、専門職としてのスキルアップを図ります。

また、市民等への権利擁護に関する正しい理解の普及や、見守り体制の充実により問題が困難になる前に把握し、早期の対応を図ります。

権利擁護事業の見込み

（単位：人、件/年）

区分/年度	27	28	29
成年後見制度活用支援人数	50	50	55
地域福祉権利擁護事業活用支援人数	40	45	50
高齢者虐待通報件数	20	20	20
消費者被害相談件数	20	20	20
権利擁護啓発事業参加人数	100	100	100

エ　包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、利用者一人ひとりについて様々な職種が連携して、高齢者の状況やその変化に応じた継続的な支援が必要です。

このため、かかりつけ医と介護支援専門員との連携や、在宅と施設の連携など、円滑にマネジメント可能な体制の構築に向け、必要な指導・助言を行います。

（ア）地域ケア会議

地域ケア会議は、地域包括支援センターが主催し、設置・運営する「行政職員をはじめ医療介護福祉関係者並びに地域の関係者から構成される会議体」です。

「地域ケア会議」の充実を図るため構成を見直し、各会議の目的を明らかにしました。「地域ケア検討会議」には、地域づくり・資源開発と政策提案の役割を、「地域ケア全体（合同）会議」には、多職種が集い顔の見える関係を構築するための役割を持たせることとします。

このことにより、個別ケースの支援を検討し、問題解決を図ることはもちろんのこと、地域課題を発見、整理、分析し、社会資源の開発、地域づくり、多職種連携の推進、さらには政策形成に結びつける体制を構築します。

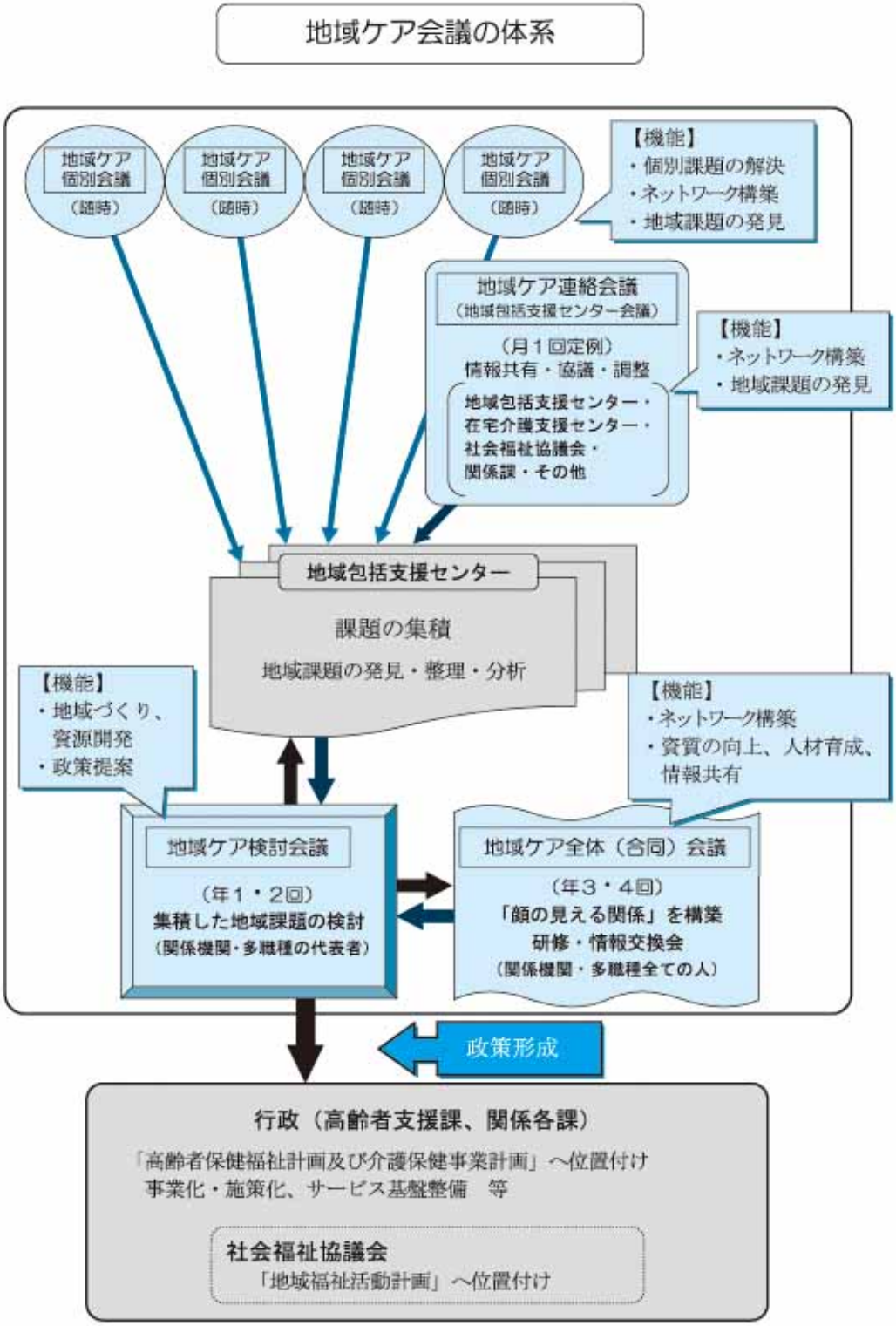
地域ケア会議の体系
地域ケア個別会議（随時）
地域ケア個別会議（随時）
地域ケア個別会議（随時）
地域ケア個別会議（随時）
【機能】
・個別課題の解決
・ネットワーク構築
・地域課題の発見
地域ケア連絡会議
（地域包括支援センター会議）
（月１回定例）
情報共有・協議・調整
地域包括支援センター・
在宅介護支援センター・
社会福祉協議会・
関係課・その他
【機能】
・ネットワーク構築
・地域課題の発見
地域包括支援センター
課題の集積
地域課題の発見・整理・分析
【機能】
・地域づくり、
資源開発
・政策提案
【機能】
・ネットワーク構築
・資質の向上、人材育成、
情報共有
地域ケア検討会議
（年１・２回）
集積した地域課題の検討
（関係機関・多職種の代表者）
地域ケア全体（合同）会議
（年３・４回）
「顔の見える関係」を構築
研修・情報交換会
（関係機関・多職種全ての人）
政策形成
行政（高齢者支援課、関係各課）
「高齢者保健福祉計画及び介護保健事業計画」～位置付け
事業化・施策化、サービス基盤整備　等
社会福祉協議会
「地域福祉活動計画」～位置付け

●地域ケア個別会議（ケース会議※）
　援助困難ケース等の支援方針等について、保健、医療、福祉、介護サービスの提供など、総合的に検討・調整するとともに、地域課題の発見をします。

●地域ケア連絡会議(地域包括支援センター会議)
　介護予防、生活支援を中心とした地域ケアの推進に必要な保健、医療、福祉、介護、地域権利擁護等に関する情報共有、協議、調整を行います。

●地域ケア検討会議
　地域ケア個別会議や地域ケア連絡会議での個別の課題を集積し、地域包括ケアの実現のための課題解決、地域包括支援ネットワーク構築、地域づくり、資源開発、政策形成に向けた協議を行い、市への提案を行います。

●地域ケア全体(合同)会議（地域ケア会議(研修会)※）
　地域包括ケアシステム構築に向けた研修や情報交換会を行い、多職種の相互理解を深めるとともに、システムの構築に向けた共通認識を持つことで、実効的なシステム構築に向けたネットワークづくりや顔の見える関係づくりを行います。

※見直し前の名称

現状・課題

地域ケア会議は、地域包括支援センターが設置された平成 18 年度より、「ケース会議」、「地域包括支援センター会議」、「地域ケア会議（研修会）」として、それぞれの役割を持った３種類の会議を実施し、困難ケース等の個別の問題解決はもとより情報共有や介護関係者のスキルアップを図るとともに、他機関との連携やネットワークの構築に努めてきました。

これらの会議により、問題解決が図られていますが、地域のネットワーク構築を図り、地域包括ケアを充実させるためには、より実効性のある会議にする必要があります。

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現を目指し、多職種連携のもとに、地域課題の発見が政策形成に結びつくよう、効果的に実施することが重要です。

地域ケア会議の実績　（単位:回/年）

区分/年度		24	25	26
ケース会議実施回数	第5期計画値	25	30	35
	実　　績	25	19	17
	対計画比	100.0%	63.3%	48.6%
地域包括支援センター会議実施回数	第5期計画値	12	12	12
	実　　績	12	12	12
	対計画比	100.0%	100.0%	100.0%
地域ケア会議(研修会)開催回数	第5期計画値	6	6	6
	実　　績	4	2	3
	対計画比	66.7%	33.3%	50.0%

計　　画

「地域ケア会議」は、地域包括ケアシステムを実現するための有効なツールであり、更なる取組みを進めることとします。

今までの地域ケア会議を再構築し、４つの会議が、「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり・資源開発」及び「政策形成」という機能を十分発揮し、多職種連携による地域包括ネットワークを構築し、地域包括ケアシステムの実現を目指します。

地域ケア会議の見込み　（単位:回/年）

区分/年度	27	28	29
地域ケア個別会議実施回数	30	35	40
地域ケア連絡会議（地域包括支援センター会議）実施回数	12	12	12
地域ケア検討会議開催回数	1	1	2
地域ケア全体（合同）会議開催回数	3	3	4

（イ）介護支援専門員活動支援事業

介護支援専門員が抱える支援困難事例に対して、主任介護支援専門員が助言を行うなどの支援を行います。

現状・課題

介護支援専門員からの相談は、内容の多様化・複雑化に加え、長期に関与が必要なケース、緊急対応を要するケースなど相談人数も増えています。

介護支援専門員の資質向上を図るための研修会の内容の充実や、介護支援専門員同士のネットワーク化が課題となっています。

介護支援専門員活動支援事業の実績　（単位:人、回/年）

区分/年度		24	25	26
介護支援専門員活動支援相談延人数	第5期計画値	100	100	100
	実績	121	136	150
	対計画比	121.0%	136.0%	150.0%
介護支援専門員研修会開催回数	第5期計画値	6	6	6
	実績	6	6	6
	対計画比	100.0%	100.0%	100.0%

計　　画

困難なケースに対し適切な対応が図れるよう、主任介護支援専門員などを中心とした介護支援専門員への支援体制の強化を図ります。また、地域包括支援センター職員及び介護支援専門員の資質の向上や介護支援専門員同士の連携が図れるよう、介護支援専門員連絡協議会とも協力しながら研修会を継続的に開催するとともに、情報交換の場を提供することでネットワーク化を図り、地域包括ケア体制の強化に努めます。

介護支援専門員活動支援事業の見込み　（単位:人、回/年）

区分/年度	27	28	29
介護支援専門員活動支援相談延人数	160	170	180
介護支援専門員研修会開催回数	6	6	6

（ウ）各種団体との連携

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援するために、介護支援専門員や事業所のサービス提供担当者、医療関係者に加えて、民生委員児童委員協議会やボランティア団体、社会福祉協議会、その他行政機関も含めたあらゆる関係機関との連携を図ります。

現状・課題

地域包括支援センターを核とした、介護支援専門員、介護保険事業所、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、行政機関（消費生活センター、警察署など）、医療機関などとの連携体制は構築していますが、高齢者の生活を包括的・継続的に支えるためには、公的機関だけではなくインフォーマルな団体（資源）の活用と連携を深めていくことが必要です。

計　　画

地域包括支援センターが実施している相談業務、研修会、会議などの機会を活用し各団体との連携を図るとともに、ボランティア団体、自治会などに対しては、出前講座などにより、地域包括支援センターの役割や活用等について広報活動を展開し、高齢者への支援について連携がとれるよう理解と協力を促していきます。

（2）在宅医療・介護連携の推進

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、在宅で介護や福祉サービスだけでなく、在宅医療の充実・推進も必要となります。地域包括支援センターが医療と介護のコーディネート役となり、在宅療養者の介護サービスや日常生活情報などをかかりつけ医と共有するなど、在宅医療の推進に向けた支援を図り、医療と介護の一体的なサービス提供に向け連携を推進します。

ア　在宅医療の推進

在宅療養者が住み慣れた地域で質の高い生活を維持するため、かかりつけ医による訪問診療を推進するとともに、地域包括支援センター等関係機関との連携を強化することにより在宅医療を推進することとします。

現状・課題

在宅医療の推進に中心的な役割を担う光市医師会では、これまでもかかりつけ医が可能な範囲において訪問診療等在宅医療に取り組んでいますが、今後予想されるニーズの増大を踏まえると、医師個人の負担が大きくなることが予想されることから、何らかの仕組みづくりが必要となります。また、かかりつけ医を持たない高齢者について、訪問診療等が必要となる場合の対応についても検討する必要があります。

計　　画

今後予想される在宅医療のニーズ増大に対応するため、光市医師会においては、医師の個人負担軽減策として、中学校区を単位としたグループ診療や、主治医・副主治医方式により訪問診療等を実施するとともに、医師の調整を行います。

また、在宅医療が必要な方を光市医師会につなぐ方法として、病診連携による病院からの要請や、介護支援専門員から「医療介護情報連携シート」を活用した情報を地域包括支援センターに集約し、医師会へつなぐこととします。

さらに、２つの市立病院は、その機能に応じた在宅医療の後方支援を行います。具体的には、在宅療養者の病状急変時における入院の受入れをはじめ、退院時において、かかりつけ医との連絡・調整を行います。また、光総合病院は、地域包括ケア病棟を、大和総合病院においては、訪問看護事業の継続実施を行います。

「医療介護情報連携シート」件数の見込み　（単位：件/年）

区分/年度	27	28	29
介護支援専門員からの「医療介護情報連携シート」件数	20	30	40

イ　医療と介護の連携促進

高齢者の質の高い生活支援に向け、ニーズに応じた介護サービスを在宅医療とともに的確に提供するためには、そのコーディネート役を担う地域包括支援センターが、地域ケア会議の開催による関係機関との情報の交換・共有化を図ることなどにより、切れ目のない一体的なサービスを適切に提供します。

現状・課題

現状の医療及び介護サービスでは、それぞれの制度が独立し、それぞれの医療機関や介護事業所等が別々にサービスを提供しています。また、医療と介護の連携もまちまちで、質の高いサービスを提供するためには、さらなる連携の強化や情報の共有化等、共通認識を持った対応が重要です。

計画

質の高いサービス提供を可能にするためには、介護サービスをはじめ、支援が必要と思われる在宅療養者の情報をいち早く把握し、処遇につなげる必要があります。そのためには、医療機関から「医療介護情報連携シート」を地域包括支援センターに集約し、地域ケア会議を開催することで関係多職種間での共通認識のもと、ケアプランへの反映等により的確なサービス提供につなげることとします。

「医療介護情報連携シート」件数の見込み　（単位：件/年）

区分/年度	27	28	29
医療機関からの「医療介護情報連携シート」件数	20	30	40

（3）認知症施策の推進

認知症施策については、認知症の啓発を目的とした講演会や予防に関する講座、認知症を理解し支えるための認知症サポーター養成講座、認知症高齢者等徘徊模擬訓練などを実施してきました。

国は、平成27年1月に、認知症の対策強化に向けた「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」を策定し、平成29年度までに取組むべき施策を示しています。

今後、市町村が取り組むべき事業として、認知症地域支援推進員の配置、認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成、認知症初期集中支援チームの設置などについての早期の取組みを目指します。

ア　認知症予防啓発事業

認知症に対する正しい理解を深め、認知症の予防が図れるよう、生活習慣病対策の推進、認知症予防に関する講演会、認知症予防教室に取り組みます。

また、認知症についての啓発を図るとともに、早期発見・早期対応に向けた取組みを推進します。

現状・課題

認知症予防教室や認知症予防講演会については、内容や周知方法等の見直しを行い、計画値を上回る状況となっております。

しかし、参加者の固定化や、若い年代の参加が少ない傾向にあります。認知症の発症は、若い頃からの健康づくりも重要と考えられることから、若い年代や新たな参加者へのアプローチが重要です。

認知症予防啓発事業の実績　（単位：人/年）

区分/年度		24	25	26
認知症予防教室参加延人数	第5期計画値	150	150	150
	実績	228	154	274
	対計画比	152%	102.7%	188.0%
認知症予防講演会参加実人数	第5期計画値	200	220	240
	実績	250	250	330
	対計画比	125.0%	113.6%	137.5%

計　　画

若い年代からの認知症予防意識の向上を図るため、健康増進事業との連携を図るとともに、50 歳以上を対象とした認知症予防教室や一般市民を対象とした講演会の実施を継続するとともに、新たな参加者や若い世代の参加が得られるよう、内容の充実と周知に努めます。

また、より多くの方に認知症に関する知識の普及を図り、早期発見・早期対応につながるよう、相談体制の充実を図るとともに、簡易認知症チェックや出前講座などの取組みを推進します。

認知症予防啓発事業の見込み　（単位：人/年）

区分/年度	27	28	29
認知症予防教室参加延人数	300	300	300
認知症予防講演会参加実人数	300	300	300

イ　認知症高齢者等地域見守りネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、相互の助け合いによって生活を支援することが大切です。

このため、認知症高齢者による徘徊を早期に発見し、安全を図るための対策として徘徊高齢者事前登録制度や、被虐待高齢者などの見守りなど、地域に密着したネットワーク体制の充実を図ります。

現状・課題

認知症高齢者等地域見守りネットワーク推進会議は、介護・福祉関係者はもとより、認知症を支える会などの介護者の代表などから構成されており、地域全体におけるネットワーク構築に向けて、検討を進めています。

また、平成 26 年度から、民間事業所が日常業務の中で発見した高齢者の異変を市に情報提供をする「高齢者見守り活動」を開始しました。今後も、認知症高齢者等の地域における見守りネットワークの構築に向けた取組みが求められています。

認知症高齢者等地域見守りネットワーク推進会議実績　（単位：回/年）

区分/年度		24	25	26
開催回数	第5期計画値	2	2	2
	実績	2	2	2
	対計画比	100.0%	100.0%	100.0%

計　　画

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、様々な分野の専門家や有識者により認知症高齢者等地域見守りネットワーク推進会議を継続的に実施し、地域の課題に沿った検討を行うとともに、具体的なネットワークの構築に向けて取組みを展開します。

認知症高齢者等地域見守りネットワーク推進会議の見込み　（単位:回/年）

区分/年度	27	28	29
開　催　回　数	2	2	2

ウ　認知症サポーターの養成

認知症サポーターは、認知症を正しく理解することで、認知症の方やその家族を地域で温かく見守る支援者で、キャラバン・メイトが開催する「認知症サポーター養成講座」により、養成を進めています。

現 状・課 題

認知症高齢者とその家族が安心して暮らせる地域をつくるために、認知症サポーター養成講座を開催しています。地域住民や民生委員・児童委員をはじめとしたボランティアや市職員など様々な立場の認知症サポーターを養成し、認知症に対する正しい理解と対応の普及啓発に努めています。また、平成 25 年度からは、学校での開催にも積極的な取組みを開始しました。

今後も、認知症高齢者の見守り体制を構築するために、さらなる取組みが必要です。

認知症サポーター養成事業の実績　（単位:回、人/年）

区分/年度			24	25	26
認知症サポーター養成講座	開催回数	第5期計画値	24	24	24
		実　績	20	13	12
		対計画比	83.3%	54.2%	50.0%
	受講延人数	第5期計画値	500	500	500
		実　績	1,278	609	717
		対計画比	255.6%	121.8%	143.4%
キャラバン・メイト数		第5期計画値	60	65	70
		実　績	58	62	65
		対計画比	96.7%	95.4%	92.9%

計　　画

認知症サポーター養成講座については、学校や職域など、より多くの方に受講できるよう関係者への周知に取り組みます。また、認知症サポーターの活動の場の拡大として、ボランティアとしての活用も検討します。

指導者となるキャラバン・メイトについても、育成を進めるとともに、指導者のスキルアップを図ることにより、認知症高齢者の見守り体制の充実を図ります。

認知症サポーター養成事業の見込み　（単位:回、人/年）

区分/年度		27	28	29
認知症サポーター養成講座	開催回数	24	24	24
	受講延人数	600	600	700
キャラバン・メイト数		68	71	74

エ　認知症高齢者等徘徊模擬訓練

認知症高齢者の増加に伴い、徘徊者の増加が予測される中、高齢者の徘徊を想定した模擬訓練を実施することにより、徘徊高齢者を早期に発見するシステムの構築や地域における見守り支援の強化、さらには認知症高齢者への理解を促進するための事業です。

認知症になっても、住み慣れた地域で安心した生活が継続できるように、徘徊模擬訓練を実施し、地域で認知症高齢者とその家族を支える体制づくりに努めます。

現状・課題

全国的にも認知症等による高齢者の徘徊への対応が課題となる中で、徘徊時の早期発見への対応や、日常からの認知症高齢者の見守り体制の構築が求められています。

平成 23 年度より徘徊模擬訓練に取り組み、その後地区社会福祉協議会や自治会に委託し、毎年実施していますが、市内全体に広がるような取組みや、徘徊高齢者を地域で発見するネットワークの充実が必要です。

認知症高齢者等徘徊模擬訓練の実績　（単位:回/年）

区分/年度		24	25	26
実施回数	第5期計画値	2	2	2
	実績	2	1	3
	対計画比	100.0%	50.0%	150.0%

計　　画

徘徊模擬訓練が市内全体に広がり、地域住民等が随時実施できるよう支援します。

また、徘徊模擬訓練を各地域で継続実施することにより、認知症への理解の促進と、地域での見守り体制の充実を図ります。

認知症高齢者等徘徊模擬訓練の見込み　（単位:回/年）

区分/年度	27	28	29
実　施　回　数	3	3	随時

オ　「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に示された事業

国は、現行の「認知症施策推進５か年計画（オレンジプラン）」に代わる新戦略として、認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して、平成 27 年１月に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定しました。

具体的な施策として、普及啓発、患者の状態に応じた医療と介護の提供、若年性認知症施策の強化、介護者への支援に取り組むほか、新たに患者や高齢者に優しい地域づくり、予防・診断・治療法の研究開発、認知症の人やその家族の視点の重視が盛り込まれています。

既に、認知症対策として取り組んでいる事業（前述の認知症施策）については、今後も充実を図るとともに、新オレンジプランで示された事業への取組みも行います。

（ア）「認知症地域支援推進員」の配置

認知症地域支援推進員は専門的な視点を持ち、認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行うコーディネーターとしての役割を担います。

地域での日常生活・家族支援の強化を図ることが可能となりますので、地域包括支援センターへの早期配置に努め、地域の支援体制の構築や実情に応じた適切な対応を行います。

（イ）「認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）」の作成・普及

認知症高齢者とその家族が、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送るために、認知症の生活機能障害の進行に応じた適切な医療・介護サービスやケアの方法を明示し、認知症高齢者とその家族及び地域・医療・介護関係者が目標を共有するためのツール「ケアパス」を作成し広く普及させることで、

多職種連携の仕組みづくりを目指します。

（ウ）認知症の人やその介護者等への支援

認知症の人の介護者等の負担軽減を図るための相談や、早期診断・早期対応の体制の整備を図ります。

また、認知症高齢者とその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に参加でき、集う場としての「認知症カフェ」の充実が図れるよう支援を行います。

（エ）「認知症初期集中支援チーム」の設置

認知症初期集中支援チームは、医師、保健師、作業療法士等の複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立支援のサポートを行うチームです。

光市医師会や認知症疾患医療センター等と連携協力を図りながら、設置に向け検討を行います。

（4）生活支援サービスの体制整備

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、支援を必要とする高齢者が増えるなか、日常生活上の困りごとや外出など高齢者の生活支援ニーズに対応できる、ボランティア、ＮＰＯ、民間企業などの多様な主体による生活支援サービスの充実が求められています。

そのためには、高齢者が生活するうえでどのような支援を必要としているのか、地域の中にどのような資源があるのかについての状況把握や不足しているサービスの開発、生活支援の担い手となるボランティアの養成・発掘及び関係機関とのネットワーク化が必要です。

現 状・課 題

生活支援を必要とする高齢者に対してサービス提供の調整は、主に地域包括支援センターや介護支援専門員により行われていますが、ボランティアなどのインフォーマルサービスの不足や、地域資源の情報が集約されていないため利用し難いものとなっています。多様な主体による生活支援サービスの開発とサービス提供体制の整備が必要です。

計　　画

高齢者の生活支援ニーズに対応ができるよう、高齢者のニーズと地域資源の現状を把握し、地域課題の明確化、不足しているサービスの開発、ボランティアなど多様な主体による担い手の養成・発掘、サービスとニーズとのマッチングなど、生活支援サービスが効果的に機能できるようコーディネート機能の充実や、ボランティア・ＮＰＯ・民間企業など関係機関が連携を図れるような体制を検討します。

4 任意事業

任意事業では、介護給付等に要する費用の適正化のための事業や、要介護者を介護している家族への支援、その他介護保険事業の運営の安定化及び高齢者の自立した日常生活への支援のために必要な事業を行います。

（1）介護給付等費用適正化緊急対策事業

ケアプランによるサービス提供の適正性の検証や、適切な介護報酬請求のための必要な情報提供、サービス利用者に対する給付費通知などを行い、介護給付費の適正化を推進します。

現状・課題

国・県や国保連合会と連携し、事業所・介護支援専門員の指導を行うとともに、介護給付費通知（ハガキ）による利用者へのサービス利用状況の通知など、適正なサービスを利用者に提供するための事業を展開しています。

今後、介護サービス利用者の増加が見込まれることから、これらに対応した、サービスの向上や給付の適正化を図ることが求められています。

介護給付等費用適正化緊急対策事業の実績　（単位：回、件/年）

区分/年度		24	25	26
ケアプランチェック事業（件数）	第5期計画値	12	12	12
	実績	15	13	13
	対計画比	125.0%	108.3%	108.3%
住宅改修点検（件数）	第5期計画値	26	26	27
	実績	21	18	28
	対計画比	80.8%	69.2%	103.7%
福祉用具購入点検（件数）	第5期計画値	10	10	10
	実績	3	10	4
	対計画比	30.0%	100.0%	40.0%
介護給付費通知（回数）	第5期計画値	2	2	2
	実績	2	2	2
	対計画比	100.0%	100.0%	100.0%
医療情報との突合（回数）	第5期計画値	4	4	4
	実績	4	4	4
	対計画比	100.0%	100.0%	100.0%

計　　画

介護給付の適正化を図ることは、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ介護保険料の上昇を抑制することを通じて介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の運営に資することにつながります。

このため、サービス利用者の増加が予想される中、引き続き、国・県との連携によりチェック体制の維持に努めます。

また、国保連介護給付適正化システム等を活用した適正化事業について、医療給付と介護給付との情報を突合回数の見直しを行うなど、効率的に適正化を図ります。

介護給付等費用適正化緊急対策事業の見込み　（単位：回、件/年）

区分/年度	27	28	29
ケアプランチェック事業（件数）	14	14	15
住宅改修点検（件数）	32	35	41
福祉用具購入点検（件数）	11	11	13
介護給付費通知（回数）	2	2	2
医療情報との突合（回数）	24	24	24

（2）家族介護支援事業

ア　介護用品給付事業

在宅で生活をする要介護４・５に該当する高齢者を常時介護している家族等に対し、介護用品券を給付することで、経済的負担の軽減並びに要介護者の在宅生活の継続を図るための事業です。

現状・課題

実績は、平成 24 年度で計画値 125 人/年に対し 97 人/年、平成 25 年度で計画値 100 人/年に対し 84 人/年、平成 26 年度で計画値 100 人/年に対し 102 人/年と、概ね計画どおりの利用となっています。

介護用品に係る経済的負担は大きいことから、家族の負担軽減を図るためにも、本事業の利用促進に向けて周知を図っていく必要があります。

介護用品給付事業の実績　（単位：人/年）

区分/年度		24	25	26
利用者数	第5期計画値	125	100	100
	実績	97	84	102
	対計画比	77.6%	84.0%	102.0%

計画

今後も、介護者や要介護者の実態を把握しながら、在宅生活の継続及び向上を図ることができるよう適切なサービスの提供に努めるとともに、事業の利用促進に取り組みます。

介護用品給付事業の見込み　（単位：人/年）

区分/年度	27	28	29
利用者数	110	110	120

イ　家族介護者交流事業

在宅で生活をする要介護者を介護している家族を、介護から一時的に解放し、交流会を通して介護者相互の交流を深めることで心身の疲労回復を図り、在宅介護の継続につなげるための事業です。

現状・課題

参加者数は、各年度における計画値 50 人/年に対し、平成 24 年度で 35 人/年、平成 25 年度で 26 人/年、平成 26 年度で 28 人/年と計画値を下回っています。

交流会の参加により、一時的に介護から解放されリフレッシュできることから参加者からは好評ですが、新規参加者の利用促進等周知を図る必要があります。

家族介護者交流事業の実績　（単位：人/年）

区分/年度		24	25	26
家族介護者交流会参加者数	第5期計画値	50	50	50
	実績	35	26	28
	対計画比	70.0%	52.0%	56.0%

計画

参加された方からは好評な事業ですが、参加者の拡充に向けた事業周知と、より効果的な事業展開について検討を図ります。

家族介護者交流事業の見込み　（単位：人/年）

区分/年度	27	28	29
家族介護者交流会参加者数	50	50	50

ウ 家族介護慰労事業

在宅で生活をする要介護４・５に相当する高齢者を、過去１年間に介護保険給付を受けずに常時介護している家族（市町村民税非課税世帯）に対し、慰労金を支給します。

現状・課題

実績は、各年度における計画値２人/年に対し、平成 24 年度及び平成 25 年度とも１人/年、平成 26 年度で０人/年と計画値を下回りましたが、介護保険サービスの活用を促進することにより、家族等への負担軽減に取り組んでいます。

家族介護慰労事業の実績　（単位:人/年）

区分/年度		24	25	26
家族介護慰労金支給者数	第5期計画値	2	2	2
	実績	1	1	0
	対計画比	50.0%	50.0%	0.0%

計画

引き続き、介護保険サービスの適切な活用を促進しつつ、本事業を継続することで、対象となる家族への慰労と経済的負担の軽減に努めます。

家族介護慰労事業の見込み　（単位:人/年）

区分/年度	27	28	29
家族介護慰労金支給者数	1	1	1

（3）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、認知症等により判断能力が不十分な方の権利と財産を守り、支援する制度です。

身寄りがない等、親族による審判の申立てができない方については、親族に代わり市長が申立てを行います。また、制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対して、後見人等への報酬の助成を行います。

現状・課題

実績は、各年度における計画値３件/年に対し、各年度とも２件/年の申立てを行いました。

高齢化が進む中、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者も増加している現状においては、適切な制度利用を促進していくことが重要です。

成年後見制度利用支援事業の実績　（単位:件/年）

区分/年度		24	25	26
市長申立件数	第5期計画値	3	3	3
	実績	2	2	2
	対計画比	66.7%	66.7%	66.7%

計画

高齢化の進行に伴い、今後認知症高齢者の増加が見込まれることから、申立件数は増加を見込みます。

判断能力が不十分な高齢者の尊厳と権利を守るため、関係機関と連携しながら更なる制度の周知・啓発を図るとともに、家庭的・経済的な事情により、制度の利用が妨げられないように利用支援に努めます。

成年後見制度利用支援事業の見込み　（単位:件/年）

区分/年度	27	28	29
市長申立件数	5	6	7

（4）住宅改修支援事業

居宅介護支援の提供を受けていない要介護者が住宅改修を希望した場合に、住宅改修が必要な理由書の作成者を確保し、要介護者の住宅改修の利用を支援する事業です。

現状・課題

実績は平成24年度6件、平成25年度3件、平成26年度8件と、増加傾向となっていますが、今後も要介護認定者の増加を見据えつつ、制度の周知に努め、自宅での自立した生活を維持できるよう、必要に応じて支援を行うことが必要です。

住宅改修支援事業の実績　（単位:件/年）

区分/年度		24	25	26
住宅改修理由書作成件数	第5期計画値	15	15	15
	実績	6	3	8
	対計画比	40.0%	20.0%	53.3%

計画

住宅改修による住環境の改善は、要介護者の自宅での生活を支えるとともに、生活機能の回復・維持に重要な役割を果たしていることから、居宅介護支援の提供を受けていない要介護者であっても住宅改修が利用できるように制度の普及・啓発に努めます。

住宅改修支援事業事業の見込み　（単位:件/年）

区分/年度	27	28	29
住宅改修理由書作成件数	10	10	10

（5）地域自立生活支援事業

ア　介護相談員派遣事業

介護相談員を市内介護サービス事業所へ派遣し、介護サービス利用者の疑問や不満を聞き取り、利用者と施設との橋渡し役として、事業者にその内容を伝え、介護サービスの苦情を未然に防止するとともに、利用者の不安の解消を図るなど、介護サービスの質の向上を目的とした事業です。

現状・課題

実績は、平成25年度で計画値72件/年に対し派遣実績91件/年、平成26年度では計画値72件/年に対し派遣実績78件/年と計画を上回っています。

現在、６名の介護相談員を、月平均で６施設に２名ずつ派遣しており、派遣体制は確保されています。介護相談員は、介護サービス利用者やその家族から疑問や不満、良いところ等を聞き取り、介護サービスの改善につながるように事業者に働きかけを行っています。

介護相談員派遣事業の実績　（単位：延派遣件数/年）

区分/年度		24	25	26
介護相談員派遣件数	第5期計画値	72	72	72
	実　　績	64	91	78
	対 計 画 比	88.9%	126.4%	108.3%

計　　画

派遣件数は横ばいを見込みますが、介護認定者の増加に伴い、介護サービス事業所数も増加が見込まれることから、派遣希望事業所が増えるよう協力要請を行うこととし、よって、計画値は派遣事業所数とします。

また、利用者が安心して介護サービスを利用できる体制が確保されるよう、より多くの利用者の声を聞き、事業者に伝える機会を作ることで、本市全体の介護サービスの質の向上を目指します。

介護相談員派遣事業の見込み　（単位：派遣事業所数/年）

区分/年度	27	28	29
介護相談員派遣事業所数	32	32	32

イ 「食」の自立支援事業（配食サービス）

食事の準備が困難な高齢者や低栄養の高齢者等に対して、栄養バランスのとれた食事を宅配するとともに、宅配の機会を利用した安否確認により高齢者の状況を定期的に把握する事業です。

現状・課題

利用実績は、各年度における計画値 20 人/年に対し、平成 24 年度で 12 人/年、平成 25 年度で 10 人/年、平成 26 年度で 8 人/年となっています。

利用者は減少していますが、良好な栄養状態を保てない高齢者や食の確保が困難で日常的に見守りが必要な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事の宅配及び安否確認と、健康状態の把握や総合的な相談支援を実施することにより、安心な在宅生活につながっています。

「食」の自立支援事業の実績 （単位：人/年）

区分/年度		24	25	26
配食サービス利用者数	第5期計画値	20	20	20
	実績	12	10	8
	対計画比	60.0%	50.0%	40.0%

計画

高齢者の安心で自立した在宅生活につながるよう、配食サービスを通して適切な支援や見守りを行います。

また、民間配食サービス事業者への協力要請や新たな見守りの方法など、新しい事業形態の導入を含めた検討を進めます。

「食」の自立支援事業の見込み （単位：人/年）

区分/年度	27	28	29
配食サービス利用者数	10	10	10

第４節　介護保険事業費見込み及び介護保険料の算定

１　介護保険料の推計にあたって

介護保険制度においては、市民に一番身近な自治体である市町村が保険者となり、介護保険事業を運営します。

第１号被保険者の保険料については、サービス量の見込みに応じてそれぞれの保険者で決定します。なお、介護保険制度は３か年を中期財政運営期間として定めており、保険料についても原則３か年同額とされています。

（１）介護保険事業の財源構成

保険給付に要する費用に対して、第１号被保険者の負担する割合は、平成 24 年度から平成 26 年度までの第５期中期財政運営期間では 21%でしたが、全国的な高齢者の増加による、人口構成割合の変化に伴い、平成 27 年度から平成 29 年度までの第６期中期財政運営期間では 22%に変更されます。

その他の財源構成については、国・山口県・光市の公費負担や第２号被保険者保険料（支払基金交付金）として賄われますが、介護保険事業の種類ごとに、それぞれ負担割合が異なります。

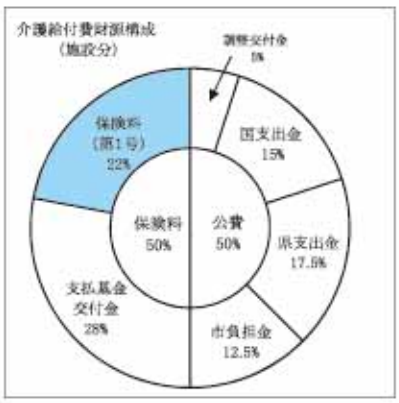

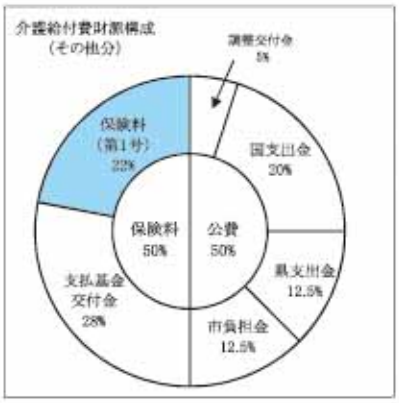

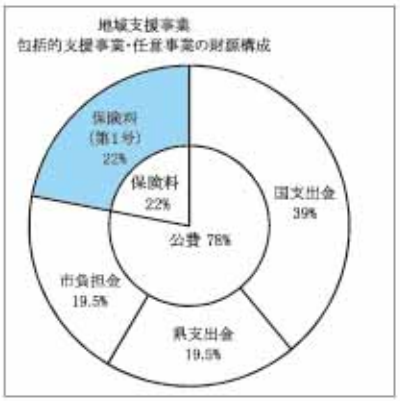

（2）介護報酬の改定

国では、在宅生活を支援するためのサービスの充実を図るとともに、今後も増大する介護ニーズへの対応や質の高い介護サービスの確保、さらには、介護保険制度の持続可能性を高めるといった観点から、「中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化」「介護人材確保対策の推進」「サービス評価の適正化及び効率的なサービス提供体制の構築」の３つの基本的な考え方に基づき、平成 27 年度より、介護報酬の 2.27%の減額改定を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを推進することとしています。

よって、本市では、介護保険サービス費の推計に用いる給付単価に減額改定率 2.27%を控除して、介護保険サービスの給付費推計を行うこととします。

介護報酬の改定

区　　分	国の改定率
中重度の要介護者や認知症高齢者へのサービス強化	＋0.56%
介護職員の処遇改善の充実	＋1.65%
各サービスの運営実態などに基づく単価の見直し	▲4.48%
計	▲2.27%

（3）介護保険料引き上げの抑制策

ア　介護給付費準備基金の取崩し

介護保険給付費準備基金は、本市の介護保険事業に要する費用の財源に充てるために設置されたもので、介護給付費が見込みを下回る場合は剰余金を基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回る場合は、前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期介護保険料を見込むにあたっての引き下げ財源とすることとなっています。

本市の平成 26 年度末の基金積立額は約１億７千万円を見込んでおり、このうち１億２千万円を第６期（H27～H29）の３年間で取崩し、介護保険事業の財源として活用します。

光市介護給付費準備基金の第5期末残高見込み　（単位：千円）

区分／年度	第5期		
	24	25	26（見込み※）
積　立　額	46,832	30,785	39,383
取　崩　額	▲18,508	▲42,689	▲53,246
年度末保有額	197,502	185,598	171,735

※平成 27 年 3 月末現在の残高見込み

（4）介護保険料の見直し

国では、介護給付費の増加に伴い保険料負担の増大が懸念される中、第６期介護保険料の算定にあたっては、より安定的な介護保険制度の運営という観点から、第５期と比較して、介護保険料段階や負担割合の見直しを行うとともに、新たに、公費による低所得者への軽減措置を設け、それぞれの被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課することとされました。

本市では、介護保険制度発足当初から、国の方針に基づき介護保険料の算定や保険料段階の変更を行っており、第６期も従前同様、国の方針に沿った見直しを行うこととしました。

ア　介護保険料段階の見直し

所得水準に応じたきめ細やかな介護保険料段階の設定に加えて、国の方針を踏まえ、第９段階以上について、負担割合の見直しを行いました。

介護保険料段階の見直し

区　　分	内　　容
第１段階の拡充	国の制度改正により、旧第２段階を旧第１段階へ統合
境界所得の変更	国の制度改正により、旧第７段階（所得が 190 万円以上 400 万円未満の者）を第８段階（所得が 190 万円以上 290 万円未満の者）と第９段階（所得が 290 万円以上 400 万円未満の者）に分割
負担割合の引き上げ	国の方針を踏まえ、第９段階の負担割合を 1.55 に、第 10 段階の負担割合を 1.825 に、第 11 段階の負担割合を 2.1 に引き上げ

イ　低所得者への軽減強化

平成 27 年４月より、消費税による公費を投入し、低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられ、第１段階については、保険料基準額に対する割合を 0.5 から 0.45 に軽減されることとなりました。

なお、平成 29 年４月からは、消費税 10%の引き上げに伴い、軽減対象を第３段階までの市民税非課税世帯全体に拡大し、さらなる軽減を実施する予定です。

軽減強化の内容

平成 27 年4月から		※平成 29 年4月から	
対象段階	保険料基準割合	対象段階	保険料基準割合
第１段階	0.5⇒0.45（▲0.05）	第１段階	0.45⇒0.3（▲0.15）
		第２段階	0.75⇒0.5（▲0.25）
		第３段階	0.75⇒0.7（▲0.05）

※平成 29 年 4 月からについては、国が設定する基準を表示

参 考

介護保険料段階の見直しのイメージ

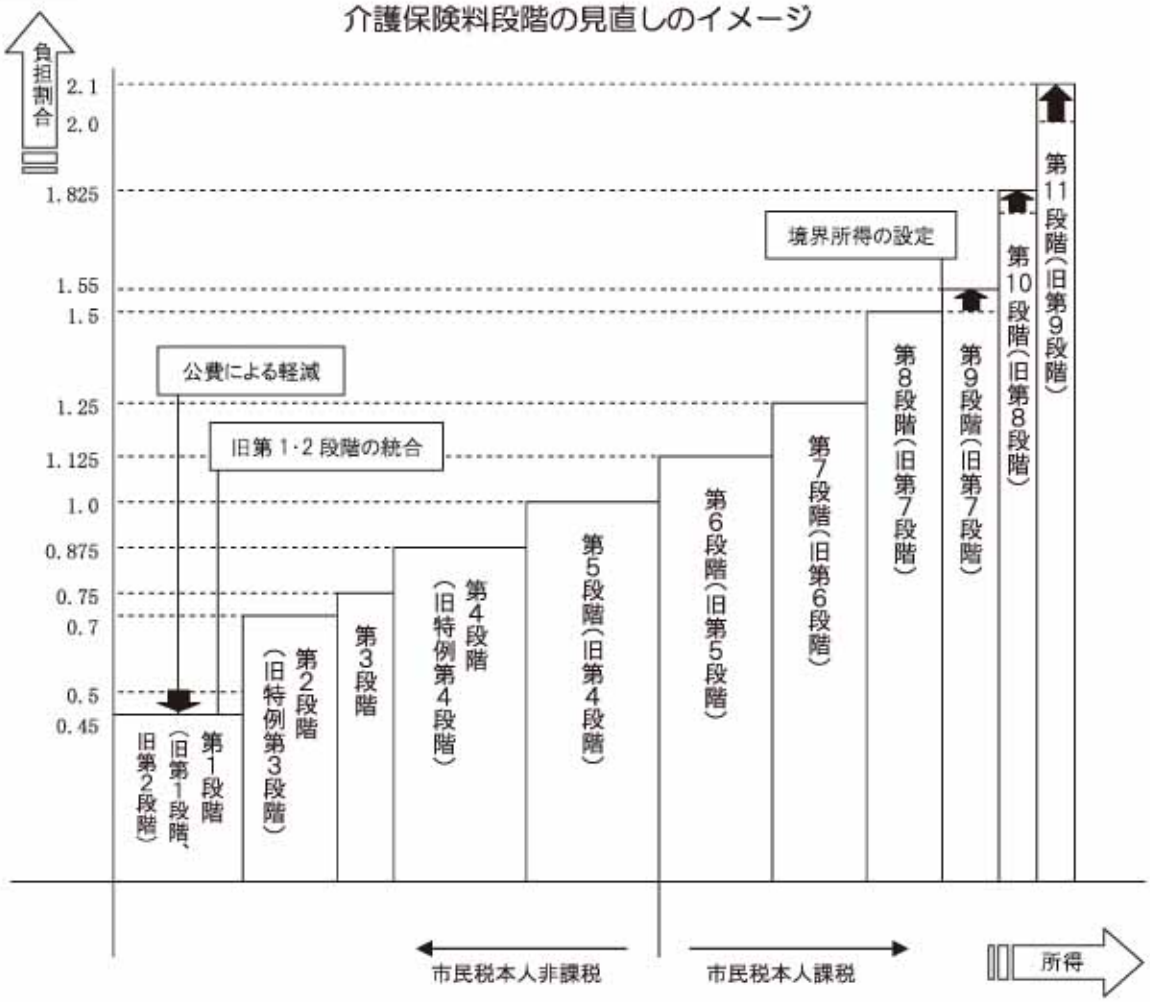

2 介護保険事業の総費用額の見込み

（1）介護サービスの総給付費の見込額

介護サービスの総給付費の見込額は、次の表のとおりです。

サービス種類ごとの給付費の見込額は、各サービスの１回あたりの給付費見込みに、推計したサービス見込量を乗じて推計しています。

介護給付費（要介護1～5）の見込み　（単位：千円）

区分/年度		27	28	29
居宅サービス	訪問介護	246,456	261,993	277,018
	訪問入浴介護	11,555	12,376	12,450
	訪問看護	30,650	32,390	33,935
	訪問リハビリテーション	4,475	4,577	4,868
	居宅療養管理指導	7,182	7,491	7,999
	通所介護	698,715	656,772	696,974
	通所リハビリテーション	190,819	198,151	206,017
	短期入所生活介護	241,381	258,875	274,090
	短期入所療養介護	16,825	17,338	17,233
	特定施設入居者生活介護	161,549	164,904	170,874
	福祉用具貸与	75,875	78,927	83,569
	特定福祉用具販売	4,807	5,386	5,990
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	17,552	24,359
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	86,668	97,982	103,459
	小規模多機能型居宅介護	218,383	247,840	281,162
	認知症対応型共同生活介護	251,012	247,229	241,177
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	96,137	111,387	123,710
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	地域密着型通所介護（28年度～）	－	89,560	95,042
住宅改修		18,173	19,963	21,801
居宅介護支援		171,115	178,653	186,822
施設サービス	介護老人福祉施設	661,047	741,930	826,107
	介護老人保健施設	433,325	432,050	432,050
	介護療養型医療施設	171,804	171,459	171,459
介護給付費（小計）…Ⅰ		3,797,953	4,054,785	4,298,165

介護予防給付費(要支援1・2)の見込み　　(単位:千円)

区分/年度		27	28	29
介護予防サービス	介護予防訪問介護	32,480	32,514	16,810
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	2,830	2,929	3,145
	介護予防訪問リハビリテーション	446	474	480
	介護予防居宅療養管理指導	142	147	157
	介護予防通所介護	112,658	114,621	60,651
	介護予防通所リハビリテーション	28,240	28,972	30,263
	介護予防短期入所生活介護	7,931	9,445	9,903
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	2,208	2,197	2,197
	介護予防福祉用具貸与	12,165	12,535	13,376
	特定介護予防福祉用具販売	2,321	2,429	2,489
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	4,299	4,291	4,410
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防住宅改修		8,091	8,593	10,037
介護予防支援		25,064	25,182	18,601
介護予防給付費(小計)…Ⅱ		238,875	244,329	172,519

総給付費(Ⅰ+Ⅱ)	4,036,828	4,299,114	4,470,684

（2）その他給付額等の見込額

特定入所者生活介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料の見込額は、次の表のとおりです。

その他給付額等の見込み　（単位：千円）

区　　分	27	28	29
特定入所者介護サービス費等給付額 ※1	171,615	176,491	189,026
高額介護サービス費等給付額 ※2	77,847	87,086	90,963
高額医療合算介護サービス費等給付額 ※3	13,317	13,770	14,382
審査支払手数料 ※4	5,154	5,322	5,560
合　　計	267,933	282,669	299,931

※1 特定入所者介護サービス費等給付額
利用者個人の所得や世帯の住民税の課税状況により、1日の食費・居住費（滞在費）の利用者負担額に上限を設け、上限を超える額について介護保険から施設に支払うことにより、負担軽減を図ります。

※2 高額介護サービス費等給付額
利用者個人の所得や世帯の住民税の課税状況により、原則1割の利用料が高額になった場合、世帯での月単位の負担に上限を設け、上限を超える額について給付することにより、負担軽減を図ります。

※3 高額医療合算介護サービス費等給付額
利用者個人の所得や世帯の住民税の課税状況により、介護利用料と医療費の自己負担が高額になった場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し限度額を設け、上限を超える額について給付することにより、負担軽減を図ります。

※4 審査支払手数料
介護サービス事業者に対する保険給付費の支払いや請求内容の確認業務等の手数料で、山口県国民健康保険団体連合会に支払います。

（3）制度改正に伴う介護サービス給付費等への影響について

医療介護総合確保推進法における介護保険法の改正により、費用負担の公平化や介護保険料の上昇を抑制する観点から、平成27年8月より、以下のように見直しが図られ、これにより、介護サービス給付費についての影響額が生じることとなります。（※42頁「介護保険制度改正の主な内容について」参照）

ア　一定以上所得者の利用者負担の見直し

合計所得金額が160万円以上（年金収入＋その他合計所得で単身280万円以上、世帯346万円以上）の利用者について、1割負担から2割負担に引上げ

イ　高額介護サービス費の見直し

現役並み所得相当者の月額上限を37,200円から44,400円に引上げ

ウ　特定入所者介護（予防）サービス費の見直し

低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に下記の事項を新たに追加

・預貯金等（単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下）の勘案

・配偶者の所得の勘案

・非課税年金の勘案【※平成28年8月から実施】

介護保険制度改正に伴う介護サービス給付費への影響額の見込み　　単位：千円

区分／年度	27	28	29
一定以上所得者の利用者負担	▲17,352	▲27,876	▲28,802
高額介護サービス費	▲1,391	▲2,194	▲2,260
特定入所者介護（予防）サービス費	▲9,829	▲20,554	▲24,601
うち預貯金等の勘案	▲5,744	▲9,514	▲10,315
うち配偶者の所得勘案	▲4,085	▲6,767	▲7,336
うち非課税年金の勘案	－	▲4,273	▲6,950
合計	▲28,572	▲50,624	▲55,663

（4）地域支援事業費の見込額

地域支援事業費は、国・県地域支援事業交付金の対象事業費限度額（以下「限度額」という。）の範囲内で実施すべきとされており、見込額は、次の表のとおりです。

なお、限度額の算定については、平成28年度までは保険給付費見込額の3％となりますが、平成29年度より、地域支援事業費のうちの「介護予防事業費」が「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行した際には、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業費・任意事業費」ごとに算定されることとなります。

地域支援事業費の見込額　（単位：千円）

区分／年度	27	28	29
地域支援事業費	61,233	71,555	136,842
介護予防事業費	16,193	17,115	－
介護予防・日常生活支援総合事業費	－	－	76,107
包括的支援事業費・任意事業費	45,040	54,440	60,735

参　考

国・県地域支援事業交付金の対象事業費限度額（平成 27・28 年度）

（単位：千円）

区分/年度		27	28
保険給付費見込額	総給付費	4,036,828	4,299,114
	特定入所者介護サービス費等給付額	171,615	176,491
	高額介護サービス費等給付額	77,847	87,086
	高額医療合算介護サービス費等給付額	13,317	13,770
	合計①	4,299,607	4,576,461
地域支援事業費限度額 ①×3%		128,988	137,293

国・県地域支援事業交付金の対象事業費限度額（平成 29 年度）　（単位：千円）

区分/年度		29
介護予防・日常生活支援総合事業費の限度額	前年度（平成 28 年度）予防給付費(※1)①	172,317
	前年度（平成 28 年度）介護予防事業費②	17,115
	75 歳以上高齢者の直近3か年の平均(※2)伸び率③	102.94%
	該当年度（平成 29 年度）予防給付費④	96,062
	限度額⑤（（①＋②）×③－④）	98,939
包括的支援事業費・任意事業費の限度額	平成26年度の保険給付費（第5期計画値）の2%⑥（包括的支援事業費・任意事業費の限度額）	86,175
	65 歳以上高齢者の直近3か年の平均(※2)伸び率⑦	103.89%
	新しい包括的支援事業分(※3) ⑧	47,159
	限度額⑨（⑥×⑦＋⑧）	136,686
地域支援事業費限度額 ⑤＋⑨		188,466

※1　予防給付費は「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」及び「介護予防支援の給付費」の合計

※2　平成 25～28 年の3か年の平均

※3　新しく包括的支援事業に制度化された「生活支援体制整備」、「認知症施策推進」、「在宅医療介護連携」、「地域ケア会議推進」の4事業

（5）介護保険事業の総費用の見込額（まとめ）

第１号被保険者の介護保険料算定の基礎となる介護保険事業の総費用見込額は、総給付費見込額にその他給付額等見込額を加えた標準給付費見込額と、地域支援事業費見込額で構成されます。

総費用の見込額　（単位:千円）

区分/年度			27	28	29	合計
標準給付費見込額(A)			4,304,761	4,581,783	4,770,615	13,657,159
	総給付費見込額		4,036,828	4,299,114	4,470,684	12,806,626
	その他給付額等見込額	特定入所者介護サービス費等給付額	171,615	176,491	189,026	537,132
		高額介護サービス費等給付額	77,847	87,086	90,963	255,896
		高額医療合算介護サービス費等給付額	13,317	13,770	14,382	41,469
		審査支払手数料	5,154	5,322	5,560	16,036
地域支援事業費見込額(B)			61,233	71,555	136,842	269,630
総費用見込額 (A)+(B)			4,365,994	4,653,338	4,907,457	13,926,789

3　第１号被保険者の介護保険料

（1）第６期介護保険料基準額の算出

標準給付費見込額と地域支援事業費見込額に、調整交付金による調整等を行って介護保険料収納必要額を算出し、予定介護保険料収納率で補正した上で、第１号被保険者１人あたりの介護保険料基準額を求めます。

この結果、第６期（平成 27～29 年度）介護保険料基準額は年額 59,160 円（月額 4,930 円）となり、第５期介護保険料基準額の年額 56,040 円（月額 4,670 円）と比較して、5.6%増、年額 3,120 円（月額 260 円）の増加となりました。

第6期介護保険料基準額の算出　（単位：千円）

区分/年度		27	28	29	合計
標準給付費見込額（A）		4,304,761	4,581,783	4,770,615	13,657,159
地域支援事業費見込額（B）		61,233	71,555	136,842	269,630
うち介護予防・日常生活支援総合事業（C）				76,107	76,107
調整交付金見込額(D)【(A+C)×E】		136,461	168,151	202,593	507,205
調整交付金見込交付割合（E）		3.17%	3.67%	4.18%	
		交付割合＝5%＋(22%－22%×F×G)			
後期高齢者加入割合補正係数（F）		1.0458	1.0257	1.0058	
所得段階別加入割合補正係数（G）		1.0357	1.0341	1.0313	
財政安定化基金拠出金見込額（H）		標準給付費の 0.0%			0
財政安定化基金償還金（Ｉ）		0	0	0	0
介護給付費準備基金取崩額（J）		9,482	46,236	64,282	120,000
市町村特別給付費等（K）		0	0	0	0
保険料収納必要額（L）		((A+C)×27%－D+H+I-J+K)＋((B-C)×22%)			3,123,352
予定介護保険料収納率（M）					99%
弾力化後被保険者数（N）※1		17,581 人	17,800 人	17,947 人	53,328 人
介護保険料基準額	（年額）※2				59,160 円
	（月額）※3				4,930 円

※1･･･弾力化（所得段階別加入割合補正）後被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合を乗じて算出します。
※2･･･介護保険料基準額（年額）＝(L)÷(M)÷(N)×1,000（10 円未満切り捨て）
※3･･･介護保険料基準額（月額）＝介護保険料基準額（年額）÷12

（2）第６期介護保険料の所得段階設定

第６期では、第５期同様、国の制度改正や方針に基づいた所得段階の設定を行うこととし、①新第１段階の創設（旧第１段階と旧第２段階の統合）、②旧第７段階の細分化（境界所得の変更による新第８、９段階の創設）を行い、負担能力に応じた所得段階と負担割合の設定に努めました。

この結果、第６期介護保険料の所得段階は、第５期と同じく１１段階となります（第５期は９段階で特例を含めると実質１１段階）。

第６期（平成 27～29 年度）介護保険料の所得段階と負担割合

所得段階の区分		年額（月額※）
第1段階 （基準額×0.45）	●老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税者 ●生活保護の受給者 ●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下のもの	26, 620 円 (2, 219 円)
第 2 段階 （基準額×0.7）	●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円超え 120 万円以下のもの	41, 410 円 (3, 451 円)
第 3 段階 （基準額×0.75）	●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 120 万円超えるもの	44, 370 円 (3, 698 円)
第 4 段階 （基準額×0.875）	●本人が住民税非課税者（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下のもの	51, 760 円 (4, 314 円)
第 5 段階 （基準額）	●本人が住民税非課税者（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、第4段階対象者以外のもの	59, 160 円 (4, 930 円)
第 6 段階 （基準額×1.125）	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が 125 万円未満のもの	66, 550 円 (5, 546 円)
第 7 段階 （基準額×1.25）	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満のもの	73, 950 円 (6, 163 円)
第 8 段階 （基準額×1.5）	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満のもの	88, 740 円 (7, 395 円)
第 9 段階 （基準額×1.55）	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満のもの	91, 690 円 (7, 642 円)
第 10 段階 （基準額×1.825）	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が 400 万円以上 700 万円未満のもの	107, 960 円 (8, 997 円)
第 11 段階 （基準額×2.1）	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が 700 万円以上のもの	124, 230 円 (10, 353 円)

※合計所得金額：収入から公的年金控除などを差し引いた金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
※月額は参考値（小数点以下四捨五入）

参考1

第６期介護保険料の増減理由

第5期保険料基準月額		4,670 円
増減理由	① 第1号被保険者負担割合の変更(21%→22%)	232 円
	② 自然増加分(介護サービス利用者の増加等)	313 円
	③ 施設整備による影響(特別養護老人ホームの整備分)	57 円
	④ 利用者負担の見直し(1割⇒2 割負担)、補足給付の見直し等	▲50 円
	⑤ 介護報酬の改定(2.27%減額改定)	▲103 円
	⑥ 介護給付費準備基金の取崩し(120,000 千円)	▲ 189 円
第6期保険料基準月額		4,930 円

参考2

第５期（平成 24～26 年度）介護保険料の所得段階と負担割合

所得段階の区分		年額(月額※)
第1段階 (基準額×0.5)	●老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税者 ●生活保護の受給者	28,020 円 (2,335 円)
第 2 段階 (基準額×0.5)	●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下のもの	28,020 円 (2,335 円)
特例第 3 段階 (基準額×0.7)	●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円超え 120 万円以下のもの	39,220 円 (3,268 円)
第 3 段階 (基準額×0.75)	●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 120 万円超えるもの	42,030 円 (3,503 円)
特例第 4 段階 (基準額×0.875)	●本人が住民税非課税者(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下のもの	49,030 円 (4,086 円)
第 4 段階 (基準額)	●本人が住民税非課税者(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、特例第4段階対象者以外のもの	56,040 円 (4,670 円)
第 5 段階 (基準額×1.125)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が 125 万円未満のもの	63,040 円 (5,253 円)
第 6 段階 (基準額×1.25)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満のもの	70,050 円 (5,838 円)
第 7 段階 (基準額×1.5)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が 190 万円以上 400 万円未満のもの	84,060 円 (7,005 円)
第 8 段階 (基準額×1.75)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が 400 万円以上 700 万円未満のもの	98,070 円 (8,173 円)
第 9 段階 (基準額×2.0)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が 700 万円以上のもの	112,080 円 (9,340 円)

※合計所得金額：収入から公的年金控除などを差し引いた金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
※月額は参考値(小数点以下四捨五入)

第５節　2025 年のサービス水準等の推計

国の計画策定指針では、介護保険制度を持続可能な制度とするため、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年度（2025 年度）の介護サービスの種類ごとの量の見込みや、そのために必要な保険料水準の中長期的な推計を示すこととされています。

よって、平成 37 年度（2025 年度）に加え、本市の地域包括ケアシステムの構築を目指す平成 32 年度（2020 年度）の介護サービス費や保険料水準の推計についても示すこととします。

１　介護サービス費及び保険料水準の推計

（１）介護保険事業の総費用額の推計

介護サービスの総給付費（介護給付費及び介護予防給付費）や、その他給付額等、地域支援事業を合わせた介護保険事業の総費用額の推計は、次の表のとおりです。

なお、平成 32 年度と平成 37 年度の介護サービス費は、本計画の最終年度である平成 29 年度の各サービス受給者数を基に、要支援（要介護）認定者数の推移を勘案して推計しています。

要介護（要支援）認定者の増加に伴い、総費用額についても、平成 32 年度、平成 37 年度と増加していくことが見込まれます。

（２）第１号被保険者の介護保険料基準額の推計

第６期（平成 27～29 年度）介護保険料基準額の月額 4,930 円と比較して、平成 32 年度の介護保険料基準は月額 5,790 円と 17.4％の増加、平成 37 年度の介護保険料基準は月額 6,910 円と、平成 32 年度の同基準額と比較して 19.3％増となる見込みです。

平成 32･37 年度の総費用額等の推計　（単位：千円）

区分／年度	29(再掲)	32	37
標準給付費推計額(A) (B)＋(C)	4,770,615	5,169,330	5,763,846
総給付費推計額(B)	4,470,684	4,840,564	5,400,270
介護給付費推計額	4,298,165	4,740,525	5,287,046
介護予防給付費推計額	172,519	100,039	113,224
その他の給付費等推計額(C)	299,931	328,766	363,576
地域支援事業費推計額(D)	136,842	203,965	218,746
総費用推計額(A)＋(D)	4,907,457	5,373,295	5,982,592

平成 32･37 年度の介護保険料基準額(月額)の推計　（単位：円）

区分／年度	29(再掲)	32	37
介護保険料基準額(月額)	4,930	5,790	6,910

第６節　介護保険事業の円滑・適正な推進

１　介護保険サービスの円滑・適正な推進

（１）円滑・適正な要介護認定の実施

要介護認定は、介護保険サービスの必要性を判断するもので、サービス提供の入口であり、制度の根幹を成す最も重要な事業です。

このため、本市では、以下の３点を基本としながら、円滑な要介護認定を実施します。

ア　公正・公平な要介護認定の実施

要介護認定における全てのプロセスにおいて、厳正かつ客観的な判断が可能となるよう、国の基準を遵守するとともに、認定調査員及び介護認定審査会委員への十分な研修活動を展開し、引き続き公正で統一性のとれた要介護認定を行います。

また、審査判定に際して重要な役割を占める主治医意見書については、介護認定審査会事務局と光市医師会やそれぞれの主治医との連携を密に取り、引き続き迅速かつ公正な意見書作成に向けて取り組みます。

イ　申請への支援

介護を要する人が認定申請に至る経緯は様々であることから、地域包括支援センターを中心として、居宅介護支援事業所などのサービス事業所、医療機関、民生委員児童委員協議会等との連携を十分に取り、円滑に申請が行われ、迅速にサービス利用につなげられるように支援体制の充実を目指します。

ウ　認定結果に関する相談と情報提供

介護認定審査会の審査結果を受け迅速に要介護認定結果を通知するとともに、わかりやすいリーフレットを同時に送付するなど、サービスに関する情報提供を

行います。

また、自立となった人に対しては、地域包括支援センターと連携して個別訪問を行い、状況説明や地域支援事業などの自立支援に向けたサービスの情報提供を行います。

（2）地域密着型サービスの推進

ア　地域密着型サービスの推進

地域密着型サービスの利用に関しては、介護支援専門員連絡協議会など関係機関や、地域ケア会議など様々な機会に情報提供や利用に関する助言を行い、円滑で適正なサービス利用の普及を図るとともに、広報やパンフレットによって市民への啓発を行い、多様なサービスの情報提供と、利用者の意向や状態に応じたサービス利用の普及に努めます。

イ　地域密着型サービス事業所への指導・監査

サービス事業者に対して、指導監査を行うなど技術的な助言を行い、より適正にサービス提供できる体制の確保に努めます。

現状・課題

地域密着型サービス事業所への指導・監査については、計画値の14か所を上回る15か所で実施し、介護サービスの質の確保・向上及び保険給付の適正化を図り、適切なサービス提供の促進に努めました。

県からの指定権限の移譲や新規開設などにより、今後も事業所の増加が見込まれることから、着実な実施が必要となります。

地域密着型サービス事業所への指導・監査の実績　（単位：実施件数/年）

区分/年度		24	25	26
地域密着型サービス事業所への指導・監査	第5期計画値	5	5	4
	実績	5	5	5
	対計画比	100.0%	100.0%	125.0%

計　　画

県からの指定権限の移譲や新規開設などに伴う事業所の増加を踏まえ、実地指導の年次的、計画的な実施を行うとともに、国や県との連携体制の強化を図り、指導・監査体制の確立を図ります。

なお、平成28年度からは、利用定員が18人以下の通所介護事業所（県指定）については、地域密着型通所介護事業所へ移行されることとなり、これにより、事業所数の大幅な増加が見込まれます。

地域密着型サービス事業所への指導･監査の見込み　（単位:実施件数/年）

区分/年度	27	28	29
地域密着型サービス事業所への指導･監査	6	7	9

（3）福祉用具・住宅改修サービスの適正な提供

福祉用具購入や住宅改修は、保険給付が償還払い（サービス利用に対する支払をした後に、決められた額を支給すること）であることから、利用者が事業者に料金を支払った後で給付決定を行うため、適正な購入や改修が実施されない場合があります。このため、住宅改修については事前申請制度を導入し、適正なサービスの提供に努めています。

しかしながら、より利用者の立場に立った福祉用具購入や住宅改修を推進するため、介護支援専門員や市内業者を対象とした研修を行い、自立支援に向けた適正な利用普及を図ります。

（4）離島利用者負担対策事業

介護保険サービスにおいては、全ての要介護認定者に対して公平なサービスを提供することができる環境の整備が求められています。

しかしながら、離島である牛島地区については、地理的な条件等によりサービス利用に際して、法定負担の1割のほかに別途交通費や運搬費等の経費を支払うこととなり、サービス利用が制約される可能性があります。

このため、本市では独自の制度として、他の地域と同様のサービス提供環境とするために、訪問サービスを中心に必要な支援を行っており、引き続き牛島における

サービス利用の普及を図ります。

（5）介護保険制度の普及啓発と情報提供

高齢者が主体的により良いサービスを利用するためには、介護保険制度やサービス内容についての情報の提供が不可欠です。

本市では、広報やホームページ、出前講座での情報提供はもとより、高齢者がサービスを選択する参考として介護サービスのパンフレットを作成していますが、制度改正時に適切な情報提供を行うため、必要に応じて随時見直しを行います。

また、保険料通知や要介護認定結果通知などに合わせて、わかりやすく解説したパンフレットやリーフレットの送付を行うなど、様々な機会を通じ積極的に情報提供を行い、介護保険制度の普及・啓発に努めています。

（6）個人情報の保護

介護保険制度は高齢者の生活に密着した制度であり、個々の家庭環境や所得の状況など、個人情報を大量に取り扱うことになるため、システムのセキュリティ対策や情報の適切な管理の徹底を図ることが必要です。

一方、ケアプラン作成において的確なサービスの提供を推進するためには、関係機関等との情報の有効活用が必要となっています。このため、光市個人情報保護条例に基づき、プライバシーの保護に最大限の配慮を行いながら、高齢者の同意に基づいた必要な情報の提供に努めます。

2 低所得者対策の推進

（1）介護保険料の減免

本市では、光市介護保険条例に基づき、災害等の特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難になった場合などに、保険料の徴収猶予や減免を実施します。

（2）利用者負担の軽減

ア 高額介護サービス費等貸付事業の実施

介護保険制度では、利用者負担が高額になった場合に高額介護サービス費が支給されます。この高額介護サービス費の支給や住宅改修費等の支給は、償還払いであることから、低所得者にとっては短期間ではありますが大きな負担となるものです。

このため、本市では独自の制度として、いわゆる「つなぎ資金」としての一時的な貸付を行い、負担の軽減を図ります。

イ 障害者訪問介護利用者に対する支援措置

障害者に対するホームヘルプサービスを利用していた生活保護境界層の方が、介護保険の訪問介護サービスを利用される場合に、利用者の１割負担を免除する支援措置を実施します。

ウ 社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置

介護保険サービスを提供する社会福祉法人は、低所得者のうち特に生計が困難な人について、利用者の負担を軽減するように努めることとされています。そこで、その軽減額のうち一定割合を公費から補助し、低所得者の負担を軽減できるように取り組みます。

3　介護人材の確保に向けた取組み

県では、今後、拡大、多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう「第五次やまぐち高齢者プラン（期間：平成 27 年度～平成 29 年度）」において、学校教育や労働分野における関係機関等との連携・協力による新たな人材の参入促進や、将来的な担い手の育成などを図るとともに、福祉・介護分野の理解促進やイメージアップに努め、さらには、訪問介護員（ホームヘルパー）育成機会の充実などの介護人材の安定的な確保に向けた取組みを強化することとしています。

こうした県の役割を踏まえ、本市においては、地域包括ケアシステムを支えるサービスを確保していくための生活支援サービスの担い手の発掘・育成など、介護人材の確保に向けた取組みを推進します。